

平成19年9月18日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(総括質疑)
- 9 議案第36号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 1 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(総括質疑)
- 9 議案第36号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

会議に出席した議員

1 番 井 川 芳 昭
3 番 中 島 貞 次

2 番 清 原 良 典
4 番 上 山 隆 弘

5 番 服 部 千 秋
 8 番 中 井 政 喜
 10 番 花 畑 奈知子
 12 番 上 田 富 夫
 14 番 桜 井 公 晴
 16 番 北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

7 番 井 村 淳 子

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
 書 記 藤 井 仁 美

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
 教 育 長 圓 尾 哲 一
 生活福祉部長 丸 尾 満
 教 育 次 長 塚 原 二 良
 監 査 委 員 改 發 一 郎

6 番 長谷川 原 司
 9 番 嶋 澤 達 也
 11 番 熊 谷 直 行
 13 番 村 田 興 亞
 15 番 橋 本 恭 子

書 記 木 村 和 義

副 町 長 八 幡 儀 則
 総 務 部 長 佐々木 正 人
 経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
 財 政 課 長 香 田 大 然

(開 議 午前10時00分)

○議長(北川嘉明) 平成19年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計

歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計

歳入歳出決算の認定について  
 日程第6 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長(北川嘉明) 日程第1、認定第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第1号から認定第8号までについては、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから9月14日に引き続き総括質疑を行います。

4 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 おはようございます。4 番上山隆弘。通告に従いまして総括質疑を行います。

町の方針についてということですが、太子町の第3次新行政改革大綱では行財政改革が最重要課題であるとしております。また、基本方針には、財政の健全化を中心とした最少の経費で最大の効果をと、基本を原則としております。また、議会と連携を保ちつつ云々ともしてしております。連携とは、同じ目的を持つ者が連絡をとりながら協力し合って物事を行うという意味ですが、そういった立場からも単独を決定した以降、大きな住民の関心点でもあり、経過について、また目的についての方法、また施策等は確認の必要があると考えられるわけです。

その中で、住民の皆様から選んでいただきました価値観と思いを当局の考えに対して第3次大綱の中身にある協力という形に変え、取り組むためにも、現在の地方自治体が置かれる背景のもと、特に行財政改革についてのきょうまでの取り組み、また今後について19年度を現実的な目標年次としておりますし、17年度からの第3次新行政改革大綱、またそれを基本として21年度までの取り組みとする集中改革プランの中身についての経過を18年度を振り返り、問うものであります。

具体の質問、また内容につきましては、私は決算特別委員会への希望をしておりますので、その中で質問をしていきたいと考えますが、総括として18年度決算を迎えるに当たり、町長の今後への取り組み、また考えについて質問をいたします。

先般、地方分権委員会では、地方分権推進改革では国民、住民のための地方自治を担うべき地方政府の確立に向けた分権改革が待たなしの状況とし、改革として自治行政権のみならず自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す取り組みと位置づけ、また地方分権改革の目指すべき方向では分権型社会への転換、地方の活力を高め、強い地方を

創出、地方の税財政基盤の確立、簡素で効率的な筋肉質の行財政システム、自己決定、自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役にと5点に整理、地方分権改革推進のための基本原則として基礎自治体優先、明快、簡素、効率、自由と責任、自立と連携、受益と負担の明確化、透明性の向上と住民本位の5点をそれぞれ上げられようとしているわけです。こういった内容として上がるものは、ある意味、再確認の中で取り組まれていこうとしているわけですが、まさに改革の方向性が具体的に示され、検討されようとしている中ですが、既に以前からの情報で理解できるところであり、当然ある程度、自治体運営にかかわるものは考えておかねばならないことと考えます。

過去からも考え方については質問してきたところがございますが、当然、基礎自治体としていまだ動きにくいという考え方を理解した上で、それらに対しての現状を踏まえ、平成18年度決算について町長の考えをまずは問います。

また、さきに述べたことを背景に、行財政の改革についてきょうまでの取り組みとしての成果と検証についてどう行ったか、また問題点、反省点はなかったか、今後の取り組みに対する町長の考えと指導方向の具体的な説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 上山議員の質問にお答えいたします。

行政改革の今日までの取り組みと成果というところでございますが、先ほど議員もおっしゃっておりますように、平成17年度から取り組んでおります第3次の新行政改革大綱に基づく実施計画を進行、管理しているところでございまして、ホームページで公表しておりますとおり、平成18年度では86項目の取り組み事項が実施、推進、または終了となっております。そして、効果見込み額を2億8,853万円と見ておりましたんですが、この18年度決算による効果額は4億766万円と約

1億2,000万円以上に上るとともに18年9月より公設民営による石海保育園も開園することができております。その効果は着実に得られておると、このように考えております。そして、この19年度はこの第3次計画の最終年度ということになっておりまして、実施計画に掲げておりますすべての項目について鋭意、今取り組んでおるところでございます。

また、この20年度以降の行財政改革の取り組みに当たりましては、現行の行革大綱、また実施計画の到達度、課題、問題点など、これまでの取り組みを検証しますとともに計画期間を21年度までとしている集中改革プランや18年8月に国から示されました地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針との整合を図りながら、新たな視点に立って第4次の新行政改革大綱及び実施計画の改定作業を進めているところでございます。

いずれにしても、私自身はこの18年度、こうした効果額も上がったということは喜ばしいことでございますが、反面、そうした中で職員のやりがい、そうしたところをもっともっと見出していかなければいけないのではないかと、このように考えておるところでございます。20年度の新しい改革、先ほど議員もおっしゃっておりますように、今国の方ではこうした作業が進められております。しっかりと見詰めながら私は取り組みをしていきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 効果的に上がっておるということで、確かにホームページに出ておるものを見ましてもその形というのは理解できるところでございます。先ほど、町長がご指摘されました反面、職員のやりがいの見出し、それはまさに町長が振るうべき手腕のところかというふうに考えますが、その反面、私が思うところは、要するに改革を行うことはすべて地方分権に対する取り組みにつながる人が多いということではないかというふうに考えます。

もう少し町長自身が考える事務事業の見直しの中に上がっておる内容について具体的にお聞きしたいのですが、例えば事務事業の見直しとしてコストの重視の意識は全庁的にどれほど持てたと町長として考えておられるでしょうか。

また、財政の健全化については一定の基準を考えるとということで、この中年に当たる部分においてはどのような考えに至っているのか。

自治体間の協力、これは広域行政という意味ではないかなと思いますが、公開の状況と住民本位の広域行政の構築についてどう考えるか。

また、反面と先ほど町長が言われた部分において住民との関係、基盤づくりというのは、またここは効果と反して住民がどれほど、これ、行政が取り組む部分を理解されたのかという部分もあると思います。

徹底した情報公開についてはどのように考えておるか。多種多様な媒体の活用について、その後の検討はどうか。

行政運営においては過去の慣習にとらわれることなくとあるが、どのような工夫に取り組めたか。

また、新たなパートナーに対する検討、これは住民、NPO等を上げておられましたが、そのあたりについての考えはどうか。そして、住民から行政に対する疑義や意見はどのようにあったか。

役割分担について、これは住民との役割分担ということを上げておられましたので、その考え方をどう確立できたか。

行政評価システムについての取り組み状況はどうか。

新行政体制の整備と基盤の強化についてという部分では、日々の業務点検についてはどのような指導を行うようになったのか。

委託化の費用対効果への検討については検討の経過はどうか。

人材育成について、時代要請に即した能力開発が図れるように、常にどう見直しを行っ

ているのか。人事評価システムの考え方はどうなっているか。高齢職員の活用の方策に対しての現在の考え方についてもう少し説明をいただきたいと思いますが、当然ホームページの中でもPC——パブリックコメントを活用されておられるわけですので、住民の意見がどのようにあったかという部分においては特にお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

いろいろと細分化されてのご質問でございますが、やはりこの行財政改革といえますと全般的にわたって広範囲で取り組んでいかなければいけない問題でございますし、そうした中で私自身は今住民の考え方等々は一応自治会長を対象としたまちづくり懇談会を開催いたしまして取り組みをさせていただいておりますが、その中でやはり皆さん方はこうした現況下というのは十分認識はされております。しかし、その反面、それが実際に要望事等々は旧態同然というようなことも分かりますが、一つ一つ、こういうことであれば大きな投資でもないしできるのではないかというようなことも言われております。

その中で、やはり私もいつも申し上げておりますが、たくさんのご要望もお聞きいたします中でそうした町民の皆さんのニーズに即した内容等々、それから緊急度等も十分に考慮しながら取り組みをしなければいけないというところで今実施をいたしておるところでございますが、やはり今国の方でもいろいろな問題が発生いたしております。ねじれ現象の中での対応等々も非常に難しい面があるろうと、このように思いますが、やはりこれからの国の方針にも十分沿って対応しなければいけないと、このように考えております。

政府の方でも言われておりますように、地方分権改革の推進に当たっての、先ほどおっしゃってました基本的な考え方というところでも、我々この経済財政諮問会議における骨太の方針の2007、第29次の地方制度調査会、そうした中での提言や審議が行われておりま

す。そこらを我々は市町村合併を踏まえた基礎自治体等のあり方が示されておりますが、やはり地方分権の一括を3年後までに国会に提出すると政府の見解が述べられております。そうした中での状況を十分に踏まえ、その方向性は現在まだ不透明なところがございますので、その推移を我々は的確に努めていかなければいけないと、このように思います。

その中で、委託業務等々も、今、給食センターの問題も取り組みをさせていただいておるところでございます。

また、情報公開では先ほど申し上げましたように、パブリックコメント制度、そしてまた広報でもある程度のそうした内容を報告、記載させていただいて、町民の皆さんの理解を得るために取り組みをさせていただいております。それが実際どこまで浸透してるかということ、なかなか難しい面もあるかと思います。しかし、そうした町民の皆さんとの対話という面では私はもっともっと広範囲に広げていかなければいけないなという考えも持っております。

いずれにしても、そうした中で今行政が置かれている状況、現況を十分に住民の皆さんに理解を求めながら今後も取り組みをしていかなければいけないと、このように考えております。どうかご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町民との理解の方においてはもう少し新しいものを求められるのか今後注目しておきたいなというふうには思いますが、先ほど上げました細かい内容についてはまた決算の中でも少しずつ各担当課で聞いていきたいなというふうにも考えておりますが、やはりその効果として上がっておる部分の反面、住民合併以降、合併の結果についての説明会を行った中でも集中改革プランの中身については大きく説明をしたと思います。その中で、住民は時間が過ぎればそのことを

忘れつつある中でもやはりきっちりとその経過について示していくってことは、今の時代、必要になっておるのではないのでしょうか。

また、来年は町長選挙が行われるわけです。19年度を目標年次とした町長の立場として大きくこの成果、経過についてはアカウンタビリティを果たす必要があるのではないかというふうにも考えますし、その中での3期目の挑戦をされるのではないかとも思います。成果をはっきりとした形で説明ができるよう19年度の取り組みにつなげていただきたいなというふうにも考えますが、一般的に言う庶民感覚という形というのは、私は否定はいたしません、確かに自治会長との会話をされておるという中にも当然私は疑問を持っておる部分もあります。

簡単に言えば、例えば議会の議員が歳費を要らない、もうただでも働くよと言えば、これは住民にとっては聞こえがいいことかもしれませんが、厳密に言うと歳費を辞退するのは歳費請求権を辞退することで財産上の利益供与として自治体に寄附行為とされるわけで、選挙区内にあるものに対しての寄附行為は我々はいかなる名義をもってしてもだめであり、条例等を改正しなければいけないわけです。その法律の理解について、政策的な部分はよい政策をとってもなかなか住民に対しては理解ができないところもあると思うわけですが、その行財政の改革の中で利益効果として上げるのはその財産上の問題だけではなく、そういった部分はどのように考えるのかということをちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、冒頭でおっしゃいました来年は町長選挙ということでもございますが、私自身まだそこまで考えておりません。この2期目の最終年でこの2期目を最終的にしっかりとした今までの取り組みの終結をしていきたいなと、それからまた判断をさせていただきたいと、このように考えてお

ります。

それから、財政的な面でのご質問でございましたんですが、私は財政、今三位一体の改革の中でいろいろと国の方からも税源移譲、また地方主体の行政ということで進められておりますが、まだまだ不透明な面がございます。我々も、もっともっと地方主体でやっていきたいというところは考えられるんですが、何分財政的な面を十二分に考えていかないと、どんどん行政を前向きに進めていくというのは今はいかがなものであろうかと。いつも私が申し上げておりますように、今はしっかりとした基礎自治体というものを見据えてこの1年も取り組みをしなければいけないと思っております。そうした中での対応でございますので、今申し上げましたように、考えの中での町民の皆さんへのご理解はこうした懇談会等々を通じて、また行政報告会等もやらなければいけないとの考えも持っておりますので、そうした中でも住民の皆さんに訴えていきたいなと、このように思っております。

今、国の方でのそうした取り組みの中で、私自身末端行政の、地方行政の主体性というところは本当に明確にできるところといいますと、今のところは改革一言に尽きるのではないかと、このように考えております。そうした面、十分にらみ合いながら、押さえながら行政を展開していきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 行政報告会も考えておられるという部分で非常に期待したいなということも思いますが、一言にまとめれば改革ということとおっしゃいましたが、今私は改めて本当に大切なことというのは住民に対して行政が行う幅と住民がみずからやらなくてはいけない部分との理解をちゃんとお互い理解をし合う形づくりではないかなというふうに考える部分があります。

そういった意味で、町長の思いを再度お尋

ねしたいなと思うんですが、改革に対して、では町長は目的、目的は明確にしないでいいかと思うわけですが、当然集中改革プラン、大綱の中にも書いてある部分は理解いたします、町長が定める目的、ただ改革の中では目的が変わったものはないのかを考えることは、たまには必要かなというふうに思うんです。

それは、ちょっと分かりにくい話し方になりましたが、例えば学校給食を上げましても、学校給食のそもそもの始まりは終戦後の欠食児童に対しての学校給食法に基づいて始められた給食行政であると、現代は飽食時代と言っても本当は過言ではないというふうに考えます。本来の目的の始まりから考えれば廃止すべきことかもしれません。しかし、文科省や学校給食会などがあり、利害等があるので難しい部分もありますし、現代のニーズという部分では目的は違う理由に転移されているのかもしれないと考えるところです。栄養バランスや弁当だって、本来は親が子供に対して考えるべき責任であるかもしれません。社会構成の中で変化によって維持できなくなった場合、別の目的を付与し政策を維持しようとすることもあるわけで、あくまでもこの給食の件は例ですが、極端な例ではありますが、改革に関する中でも目的については本来の目的から今どうなのかといった検証、こういった考え方も厳格に政策に反映する必要があると考えます。

計画を立てて目的が達成された、または不適切であったという場合は、目的を変えて進む場合はどれだけの追加投資が必要で、またリスクがあるか、衰退する場合にはこれまでかけた費用はどう回収しだれが負担するのかが、目的の変更の許容するか撤退するかリスクを決める仕組みが必要であるというふうに考えます。

最後に、そのあたり、今お聞きした部分にお答えいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 私ども、この行政と住

民と、また置きかえれば民間という考え方もできるのではないかと思います。やはり我々行政を執行する立場に置かれている中で、いかにその町民の皆さん、住民の皆さんのニーズを的確にとらえていくか。またその中で我々の行政が考えている内容等をご理解いただけるか。そこを的確に整合性を図っていかねばいけないと、これがやはり私は町民の皆さんのご意見をちょうだいする中で吸収できるのではないかとというふうに考えておるところでございまして、今行政からどんどんと提供できる内容は少のうございます。恐らくないと言っていいのではないかと、その中でご理解を求めながらこの改革等々には取り組んでいかなければいけないと、このように思うところでございます。

学校給食関係のお話も今ご提示願ったところでございますが、この件についてもやはり私自身はいろんな手法がございまして。しかし、その中でやはり児童たちに質を落とさずにおいしい給食というようなところで、やはりある程度の監視といいますか、行政と委託業者との連携というのも図っていかねばいけないところであろうと、このように思っています。そしてまた、昨今の時代、給食は私は必要であろうと、このように思っております。皆さんが同じ立場で同じ給食を食して、その中でまたコミュニケーションも図っていただき、また偏食等々にも対応していただきたいと、このように考えておりまして、その中で今まで我々行政がやっておりましたものを委託できる部分を委託し、また反面、給食内容等々の内容についての献立等は給食の管理栄養士等々と打ち合わせをしながら、そこらは十分に目を配りやっていきたいと、いずれにしてもどちらの方が大きなメリットがあるかというところ、これはたくさんの給食をつくる中で対応でございます。今提示させていただいておりますセンターの改築等につきましても、現方式ではなかなかそうした改革が進められないという中での取り組みを考えておるところでございまして、やはりそう

した点についても十分に内容を精査しながら委託業務の方に転化していきたいと、このように考えております。もうこの件につきましても、既に人員等々の関係も数年前から取り組みをさせていただき、その方向に向かって取り組みをさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

いつも私自身が思っておりますこと、今給食の問題は保護者の皆さんがどのように考えていらっしゃるかということ、また子供さんたちがどういう希望を持たれているか、いろいろな考え方があると思います。そうしたところを教育委員会とも十分連携を図りながら推し進めていきたいと、このように思います。今後もしっかりとしたそうした改革を前進させていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私が申しました給食での考え方というのは、目的が時代の背景の中で変わっていきますよという部分でのことなので、大きな例えになってしましましてちょっと答えと合わないところがあったかなというふうには思いますが、とにかくやはり町長の任期から考えましてもこの行財政の改革、最重要課題として上げられてる中でも、やはり経過、結果、そして説明はどうしても果たさなくてはいけない役割と考えます。

先ほども申しましたが、住民に対する説明、住民は分かっておらない点がやはり多いところがあると、行政が行う幅と住民みずからがやらなくてはいけない部分の理解をちゃんとお互いに理解し合う形づくり、それは非常に大切ではないかというふうに考えますので、今後も先ほど言いました、町長が発言されております町民の理解、また町政報告会等行われるのであれば大変期待をしていきたいところでもございますし、先ほど細かくお聞きしました内容の中身、各担当の課にまた細かくお聞きしたいところでございます。

そうした意味で要望をさせていただきまして、上山隆弘の総括質疑を終わらせていただ

きます。

○議長（北川嘉明） 以上で4番上山隆弘議員の総括質疑は終わりました。

次、14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 おはようございます。通告の順に従って総括質疑を行います。

最初に、18年度当初の施政方針及び主要施策との絡みで、また基調で強調されておりました幾つかの点について伺いたいと思います。

1つには、平和と繁栄、夢と希望が持て、安心して豊かに暮らせる郷土を継承することっていうのを施政の基調では述べられております。

また、2つ目には、的確な財源確保に努めて、将来にも増して効果性、緊急性、優先度等の観点から厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努める、このこと。

それから、3つ目には地方自治体の自己決定、自己責任において地方自治を推進する自治能力の向上見直しが緊急の課題と位置づけております。この点について。

4つ目には、私は改めてこの町にずっと住み続けたいという実感を町民の皆さんが持たれるようなまちづくりを進めていくことが大切とされて、住みよさの要件は多岐にわたるがまちづくりのいきいきとした躍動は町民の皆さんの役割と行政の役割がうまく連動してなし得ると思うと、こういうふうに述べています。このことについて。

それからさらに、さらなる行政改革を推進するに当たって行政情報の公開が住民参画の基本的なことと考え、開かれた行政運営を一層進め、町民の皆さんと協働しながら私自身と町職員が危機意識と改革意欲を共有して取り組みを進めていかなければならないと述べているわけでありましたが、これらの諸点について基本姿勢に係る取り組み経過と反省、今後の対応について説明を求めます。

次に、地方自治体の仕事というのは、住民の暮らしを支え、安全、安心のまちづくりを

進め、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する、こういうことについても述べられているわけですが、私はこういう点でどういう取り組みが本年度行われ、今後の取り組みの方向を示そうとしてるのか、説明を求めます。

次に、私自身、住民各層の暮らしを支える立場からの姿勢が貫かれて、ここにはちょっと誤植になっております。私の間違いなんです、「貫かれてない」とありますが、「いない」というふうにしておいていただきたいと思いますが、貫かれていないと住民等との協働のまちづくりは絶対にできない、このように考えます。この点についてどうであったのか説明を求めます。

それから、施政方針で示した行政姿勢と6つの主要施策の主な施策につきまして、決算年度で完了したものを除いて事務事業の執行経過を踏まえた反省と今後の取り組み、対応について説明を求めます。

次に、6項目の政策課題に係る幾つかの取り組みについてお尋ねしたいと思います。

1つは、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

施政方針の中では、住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくためにはふだんからの健康づくりを心がけることが大切であります。すべての住民が、住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりに努めると、こういうふうに言っているわけですが、この件については一層充実強化する必要があると思うんですが、取り組み経過と今後の対応について説明を求めます。

次に、一人ひとりの健康づくりについてありますが、私は再三このことについては当然の課題だと思うんですが、まだそれが実践されていかなければなりませんので、繰り返しこのことについては追及することで通告をしているわけでありましてけれど

も、早期発見、早期治療へ、町民健診の機会の拡充あるいは助成、人間ドックの利用拡大等の取り組みが必要だと思います。そういう点で、経過と今後の取り組みについて説明を求めます。

次に、障害者支援事業についてであります。この点でも弱者が一番困るような支援法でありますけれども、収入が少ない障害者にとりましては応益負担の拡大は耐えがたいものがあります。政府も今時見直しを検討するようではありますが、あわせて町独自の支援策が必要だと考えますけれども、対応について伺います。

4つ目には、介護保険についてであります。介護保険事業についてはこれも施政で述べられていることではありますが、長年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され健やかな老後が保障されなければならない、当然だと思いますが、この理念に基づいて高齢者が本当に安心して必要で十分な介護サービスが受けられるように介護保険の内容を改善、充実させることが肝要だと思います。取り組みについて説明を求めます。

次に、来年4月から発足しようとしてる後期高齢者医療保険制度について伺いたいと思います。

この件につきましては、介護保険もそうでありましたけれども、この制度につきましても制度が動き出す前から問題が噴出しております。抜本的な見直しが必要だと考えます。

特に、今このことを知った皆さんが来年また高齢者の医療保険が改悪されると聞きましたが、本当かと。新聞で見たけれども、後期何とか制度について教えてほしい。あるいは、これらの声は制度の中身が国民にまともに知らされていない現状を物語っているものであると考えます。

一方、政府、厚労省は保険料の算定式の提示や診療報酬の検討など、新制度の準備を着々と進めておるわけでありましてけれども、この制度は無慈悲な負担増や医療切り捨てを

もたらずもので、これを阻止しなければ安心できる高齢者医療をつくることができない、このように考えます。そういう点での本町の対応を説明を求めます。

それから、75歳以上ですね、1,300万、全体ではおられるようではありますが、太子町での対象、それと今は扶養家族、いわゆる他の健康保険の扶養家族になっている人についても今度は保険料を徴収をするということになりますが、これらの方々は全体では200万いるというようなことですが、太子町ではこの対象者は何人になるかということ、これらは今まで負担しなかったものを負担することになりますので、こういう点でもしっかり説明を求めておきたいと思います。

それから、この件では先日12日のことなんです、首都圏、いわゆる埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の後期高齢者医療広域連合のいわゆる連合長が連名で厚生労働大臣に対して後期高齢者医療制度の施行に際して国庫負担を増やせと、こういうようなことを、そしてこの連合会が活動する上で支障があることを指摘をしたような要望書を突きつけているわけではありますが、こういうことを兵庫県においてもやっていかなければいけない、関西圏でもやっていかなければならないと、このように考えますが、その点について説明を求めます。

それから次に、豊かな人間性と創造性を育むまちづくりについてであります、学校教育の充実についてでありますけれども、ゆとりの教育の見直しが今取りざたされております。今後の取り組みについて説明を受けたいわけではありますが、これまで学力の低下を理由に総合学習を目玉としたゆとり教育を今度は見直して授業時間数を1割増やすと、こういうふうなことで見直そうとしてるわけではありますが、ゆとり教育をし、総括をして問題点や評価を明確にする必要があると思うんですが、この点について説明を求めます。

それから、2つ目に給食のあり方につきま

して、先ほども答弁がございました。先の本会議でも答弁があったわけでありましてけれども、この件については建てかえをしないと改革ができないというようなことで先ほどの答弁がございました。しかし、給食制度を維持することを前提に再度お尋ねをいたしますが、その給食のあり方は具体的に言えば施設をつくって民間に委託する方法っていうこと、それから自営をする方法っていうことがあるわけですね、施設をつくった場合は。また、先ほども答弁がありますように、献立をしっかりと栄養士等でつくって、それをすべて外注にする方法と、先日も述べましたような弁当給食業者に全面的に委託をする方法、それぞれあるわけですが、これらのメリットやデメリットがしっかりと整理されているとは先日の答弁でも見受けられない。そういう中で、再度きちとしたメリット、デメリットを整理をして、給食を維持する立場から実際にどうあるべきかを整理すべきだと、このように考えますが、いかがか。

それから、3つ目の施策の柱であります安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります、1つは再三申し上げますけれども、生活道路の改良、整備と安全対策について、今狭隘な道路の改良ととり起こしなどを行って路肩等の計画的な改良が必要だろうと、こう考えます。現太子町を支えてまいりました旧集落内の道路は狭隘であります。救急にも支障があるところが多いわけでありまして、これらを含む生活道路の整備こそ今大事であろうと、このように考えますが、対応について説明を求めます。

それから次に、通告で行っておりますまちの駅づくりについてであります、これは通告でも少し指摘をしておりますように、兵庫県にはこのまちの駅っていうのはございません。これは、一定の条件でまちの駅を指定したまちづくりが進められてる地域がござい

ます。私は、以前から高齢者や障害者、乳幼児を初めとする子供連れの外出には気軽に使える

トイレと休憩所が必要である、こういうふう  
に言っていました。たまたま、私が購読  
しております月刊雑誌での「住民と自治」と  
いう雑誌の中で、このまちの駅についてのル  
ポ記事が紹介されていたので、私は本当  
にいい町つくってるんだと、こう思って質  
疑をするわけですが、特にこのルポで  
は栃木県の鹿沼市を例にとったまちの駅構想  
があるわけですが、通告をしております  
ので当局としては研究、検討をしていると思  
いますので、これらのまちの駅づくりがひい  
ては地域の活性化につながると、こういう点  
を含めて、また町民がみずから駅長になるわ  
けですから、参加型の行政ができるという点  
でも非常にユニークで大事なことだろうと思  
います。言っておきますが、この課題を実現  
する方向としては、数年前に中心市街地の活  
性化策が提起されて、それを受けての施策の  
ようであります。本町においても可能なもの  
については取り入れるべきだと思いますが、  
いかがか。

それから、4つ目に豊かな緑に抱かれた活  
気あふれるまちづくりについてであります  
が、1つに都市近郊農業、本町の場合の条件  
はそうなのでありますが、地産地消等の生産  
と流通に本当に行政が積極的にかかわって責  
任を持つことが肝要だと思います。補正予算  
では夕市部会の販売所設置を予算化いたしま  
したが、特産品とあわせて地域でとれたもの  
を地域で消費する拠点づくりが必要でないか  
と思います。これらのことがまた地域経済を  
活性化する要因にもなっていますので、  
この点について説明を求めます。

5つ目の施策である行財政基盤の確立につ  
いてであります。情報の公開提供の拡充が  
住民参加と協働を進める条件であるとは私  
は考えますし、機会あるごとに情報の公開  
提供の拡充が住民参加と協働を進める条件  
であることを指摘してまいりました。一向  
に進展していないように思います。

すべての行政施策の企画段階から計画、  
執行に至る段階で住民の参加を得るため  
には、

行政に不都合な情報を含めて住民が必要と  
する情報の公開、提供が求められておりま  
す。制度の改正を含めた対応が必要である  
と思いますが、取り組みについて説明を求  
めます。

それから、この点では公開制度の手続が  
なくとも計画策定の過程における未成熟な  
情報の提供、公開をしていくことが自立の  
まちづくりにとっても必要不可欠ではないか  
と、このように考えますが、その点の対応  
について説明を求めます。

次に、大きな3番目でございますが、行政  
組織のあり方につきまして、住民の要求、  
要望に機能的、流動的に対応できるような  
組織をスリム化して、部制の廃止も視野に  
入れて簡素で効率的な行政運営が必要だと  
私は考えます。その点についての対応、取  
組みについて説明を求めます。

次に、4番目に行政評価制度についてであ  
りますが、この件についても再三申し上げ  
ますが、住民が参加をいたしまして計画  
を含む主な事務事業の評価と再評価を行っ  
て今後に生かすことが大切であろうと、こ  
うに考えます。この点についての取り組み  
等について説明を求めます。

それから5番目に、歳入についてでありま  
すが、税金及び料金等につきまして収納及  
び滞納の徴収に対する取り組み経過と今後  
の対応について伺いたいと思いますが、一  
般会計と6特別会計を合計いたしますと、  
特に不納欠損が1,492万8,000円ある  
いは収入未済が6億8,481万2,000  
円が存在していることに決算内容はな  
っております。こういうことに対する真  
剣な取り組みがなければなりませんので、  
経過と対応について伺います。

あわせて、繰越財源となっております内  
容に関連することではありますが、不用額  
が4億5,489万円ございます。不用額を  
問題にするということは積極的な予算化の  
問題を阻害するかもしれませんが、これら  
のことについてもしっかりと予算化したもの  
に対する執行がどうであったかチェックす  
る必要があるし、見てみる必要があります  
ので、この

点についてもあわせて総括的に伺いたいと思います。

次に、東芝太子工場の固定資産税、土地、建物、償却資産についての建物等の撤去前と撤去後、それぞれ説明を求めます。

それから次に、同工場の新規事業の見通しについてであります。先日も一部質問があったことに対していろいろな経過を説明をされておりますが、本町の場合は工場用地がここだけありますので、東芝の動向に住民の期待というのは高まって当たり前だと思いますが、その経過、それから今後の見通し等について説明を求めます。

6番目に、繰越金につきまして、一般会計からの繰出金と各会計への繰入金のあり方についてであります。決算資料等で分析もされておると思いますが、国保会計の場合は構成比、いわゆる会計に占める割合を言いますけれども、7.5%、介護保険が15.2%、老人保健が8.2%、下水道が37.5%、前処理場は87.2%と、こういうふうに対前年では少しは減ってはおりますけれども、これらのあり方を正当だと考えますか。特に国保の場合は、3分の1以上の住民がおり、戸数で言えば半分ってというようなものに対する支援と、前処理場と比較をしても不当だと思いますが、本来支援すべきところに支援をし、削るところは削るということが大事だと思うんですけれども、その点について。

それから次に、水道事業会計も今企業会計ってことでやっておりますけれども、水道事業所あるいは下水道課の統廃合によって垣根が本来なくてもいいようになり、してきてますので、全部適用から特別会計化するってことも大事だと思いますが、その点について説明を求めます。

それから7番目に、入札契約のあり方について、1つは入札契約のあり方と改善につきまして、一般質問でもただした内容についてあります。契約の伴うものについてはすべて競争入札制度で厳正、公正に行って、経費の節減を図ることが肝要であります。先の

議会以降の取り組み等についても伺ったわけですが、ほとんど手つかずの状態にある。問題であることを認めながら法及び財務規則にうたう条件を付さない一般競争入札を徹底なぜしないのか、なぜ不都合なのか。これらを含めて説明を求めます。

それから、不正を働いた者に対する入札参加資格の問題であります。業者の入札参加資格に係る問題の取り扱いにつきましては、これまでも本席でも、また委員会でもただしてまいりましたように、特定建設業と一般建設業について、先の議会で指摘した以降の委員会で一般建設業の業者を特定建設業と同じ扱いをしたことが発覚しました。これを容認したのでは特定と一般を区分している意味がなくなるし、制度、法律をどう考えているかっていうことになります。うっかりミスでは済まされませんし、責任の所在と責任等について明確にすべきだと思います。

それから、虚偽の審査書類を作成をして、公共工事への参加資格を得たことに対して、太子町の業者が逮捕されました。詐欺行為は犯罪であります。うその書類を作成した者に入札参加資格を与え、落札、契約するのは役場の常識であっても一般社会では通用しないと思います。この点について、取り組みと対応について説明を求めます。

それから3つ目に、電子入札、電子見積りの導入についてであります。これについては県も先ごろ物品の購入について方針を明らかにいたしました。予定価格30万円以上から3万円以上に下げると、こういうような対応をしていくようであります。しっかり検討して実施することが肝要だと思いますが、対応について説明を求めます。

次に、8番目の質問であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましてであります。この法律は6月15日に成立をしておりますけれども、夕張市の財政悪化を契機としてまとめられたものでありまして、この法律に対する評価と対応を伺いますが、これは指数、係数として見ていくことが

必要でありますけれども、一定のペナルティーを科すような内容も秘めておる。こういう点で町の評価と対応について伺っておきたいと思います。

次に、9番目の自治と連携による力強いまちづくりについてであります。施政方針の主要施策では、簡素で効率的、効果的な行政運営につきましては行政みずからがその体制を整備をして、住民や議会と協働、連携してかつ説明責任を果たしながら推進していくと。先ほども上山議員の方からも指摘があった内容であります。この取り組みは大事なことでありますし、行政みずからが体制を整備をしてというふうにも触れておりますけれども、具体的な取り組みと今後の対応、それから住民や議会と協調、連携して説明責任を果たすと、こういうふうな約束を実はしていることでありますから、協調、協働ってところが実際に実践的にどうだったのか。総括をしていくべきだと思いますが、対応について説明を求めます。

以上。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず最初に、基本施政についてのご質問でございますが、平成18年度施政方針の基調で述べておりますとおり、夢と希望が持て、安心して暮らせる郷土、またこの町に住み続けたいという実感を町民の皆さんにお持ちいただくようなまちづくりを進めていくことが我々行政執行において大切なことであるということを強調させていただいておりますが、まさに昨年開催されましたのじぎく兵庫国体少年男子ラグビーフットボール競技会におきましては私も熱い思いの中で太子町というこのかけがえのないふるさとを強く意識し、改めて郷土愛が喚起されたところでございます。そして、そこには500名もの町民サポーターの皆さんがさわやかに活動、また調和いただき、町が一つになった感慨を覚えるとともに太子町の持つ地域の力、住民サポートの力強さを実感させていただいたものでござい

ます。太子町民がすばらしくなし得たこの国体の情景、住民参加の明確な型でございます。官民一体の協働の豊かな実現であったと私は思っております。まさに、国体での住民サポート力は、町民の皆さんと行政との役割が連動してなし得られたまちづくりの生き生きとした躍動であったと、このように考えております。

今住む私たち太子町民が誇りある自立したよいまちづくりを進めていく上におきまして必要としなければならない地域の力であり、9月より指導していただいております放課後子ども教室、そうしたところにも地域ボランティアに協力いただいておりますが、今後開設いたします生涯学習ボランティアセンターや子育て学習センターでも地域の力をそうして生かしていただき、世代間交流などで活躍していただきたいと、このように考えております。先日の敬老会でも、そうした太子町のまだ応援隊がああして継続して活躍していただいております。これは、まさに本当に調和のとれた活動ではないかと、我々にも勇気と自信をあてがっていただけると、このように考えるところでございます。

そして、行財政改革の取り組み経過と反省等についてでございますが、先ほどお答えいたしましたところでございますが、17年度から取り組んでいるこの第3次新行政改革大綱に基づきましてこの実施計画を進行管理しているところでございまして、ホームページで公表しておりますとおり、18年度では86項目の取り組み事項が実施、推進、または終了となりまして、先ほどの議員さんの方にも申し上げましたとおり、効果額が4億766万円、そして効果見込みより1億2,000万円ほど上回ったというところでございます。そうしたところでは、私は効果があったと、このように思っております。

そして、今年度はこの計画が最終年度となりますので、すべての項目につきまして鋭意努力をしていきたいと、このように思っております。

そして、20年度以降の行革の取り組みに当たりましては、現行の行革大綱、また実施計画の到達度、課題、問題点、これまでの取り組み等を検証いたしまして計画期間を21年度までとしております集中改革プランや、また18年8月に国から示されました地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針との整合を図りながら新たな視点に立った第4次の新行政改革大綱、そして実施計画の策定を進めていきたいと、このように考えております。

それから、協働のまちづくりについてでございますが、その実現に向けましては町民と行政が一体となり、また一つの目標に向かって町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加し、さまざまな交流を図ることによりまして“和のまち太子”の実現に向けて活動することが大きな原動力となると考えております。そうした中で、先ほど報告しましたラグビーフットボール競技につきましては、まさに官民協働の表現であったと、このように思います。

行政といたしましては、今後におきましてもこうしたボランティア活動を支え、また地域コミュニティの助成、太子町が誇りある自立した、また住みよいまちづくりを進めていく上で必要な地域の力を大切に育てていきたいと考えておるところでございます。

その他、協働による事業といたしましては、林田川、大津茂川の河川清掃、そうしたところには連合自治会から約200名の皆さんが参加していただき、こうした清掃活動を展開されております、また、全町クリーン作戦におきましても全町的な参加がございます。そして、その中であすかふるさとまつりも一つの住民参加のイベントとして上げられているところでございます。

そうした取り組みの中で、支え合い、共生する住民主体のまちづくりを推進するための新たな取り組みといたしまして、パブリックコメント制度の導入をいたしまして国民保護計画、障害者計画及び障害者福祉計画、まち

づくりの集いの実施、そして審査会の委員さんの公募、出前講座の実施などで取り組みをさせていただいているところでございます。

続きまして、職員の意識改革の執行経過等についてでございますが、こうした職員の意識改革としまして危機管理意識と改革意識の共有につきましては地方自治体を取り巻く社会経済状況、単独自立を選択した本町の環境等を十分に認識し、夕張市の例でも分かるように、これまでと同様の行政運営を続けていけば破綻に至ることを職員が同じ思いで危機意識を持ち、そして住民と協働して改革しようということございまして、そのためには庁議などのさまざまな会議を通して職員との情報交換を行うとともに新たな課題、行政目標を共通認識のもと公務を執行していきたいと考えております。

そして、そうした中で人事評価制度の導入によりまして、職員個々の振り返りや気づき合うということが生じ、意識の改革につながっていくものと考えているところでございます。

それと、施政方針で示した行政施政と6つの主要施策の主な施策についてこの結果を踏まえた反省と今後の取り組みについてというところでございますが、その後でもございます健康で、6項目の政策課題に係る取り組みと連動させていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

この中で、職員の意識改革として危機管理意識と改革意識の共有につきましては、地方自治体を取り巻く社会経済状況等々を先ほど申しあげましたことございまして、我々人事評価も導入し、お互いに意識の改革に努めていきたいと、このように考えるところでございます。

そして、この中では取り組みにつきましては職員の能力開発や資質の向上が不可欠であると申し上げてまいりました。日ごろより研修の充実、出前講座の実施、そして行政課題や重要施策の行政情報の共有化など、職員には問題意識を持たせ、また自己研さん、自己

改革の動機づけを行っているところでございまして、今までにも管理職、18年度では管理職3名、一般職4名の7名を派遣いたしまして政策形成能力の向上を図っているところでございます。今後とも、そうした面、必要に応じた能力の育成を図っていききたいと、このように思っております。

そして、集落営農等についてでございますが、この件につきましてはやはり今後ますます農業の担い手が減少するものであると思っております。最も効果的な営農農業経営の手段と目されております。本町でも既に原地区で基盤整備をし、集落営農組織がつくられ活動しております。今後の推進強化を農地の健全な保全という方からも行っていききたいと、このように思うところでございます。しかし、やはり合意形成を整えるまでにはなかなか難しい問題がございまして、鋭意これから前向きに取り組まなければいけないと、このように思っております。

そうした中で、特産品の太子味噌、こうした主要材料につきましてはできるだけ安全、安心な地元産の大豆を使用することにこだわっております。製造方法につきましても、防腐剤等を一切使用しない完全無添加の手づくりこだわってきておりますが、味におきましては特色ある塩分を加えた薄味にこだわっているところでございます。地方工業の活性化を進めるために、地元商工会と協力し取り組んでいく必要がございまして、今、商工会青年部の方では、みそあめ、みそコロケ等々いろいろなみそを使った、そうした取り組みもしていただいておりますが、なかなか特産としての部分では及んでいないというところでございます。

そしてまた、小規模事業者を対象とした経営改善普及事業を引き続き支援する一方で、地域活性化対策におきましても商工会さんと連携しまして町内商工業の振興、育成に努めていきたいと考えております。

続きまして、JRの関係でございますが、経過といたしましては土地区画整理事業とし

て区域界の決定、特定保留解除、市街化区域編入、用途地域、地区計画の検討、アクセス道路の検討、調整池、公園等の検討等を今いたしております。今後ともそうした中でこの区画整理関連都市施設としましては、都市計画道路龍野線と山陽本線の立体形式方式、幅員の決定、龍野線と網干線の交差点位置の決定等を協議いたして、前向きに進めております。しかし、この中ではやはり関係機関との協議、また地元調整等に難航しているところでございまして、我々行政といたしましても今まで以上にこの事業に積極的に取り組んでいかなければいけないと、このように思っております。

そうした中で、今計画度が熟度が達成している西南地区——西南地区につきましては区画整理組合の設立を前提に、年内に発起人会を設立し、21年2月の都市計画決定を目指し行政と一丸となりながら取り組んでいきたいと、このように思っております。やはりこの組合設立を前提にして取り組みを進めていこうと、このように考えております。

それから、都市計画道路揖保線の関係でございますが、これにつきましても今鋭意23年4月の一部供用開始に向けて用地測量から用地買収へと今事業は順調に執行されているところでございます。そして、今現在では、幹線道路の整備につきましては地方道路整備臨時交付金事業10分の5.5で実施いたしております。地元要望でございます取り合い道路については、交付金のパッケージ事業一体整備等で、またまちづくり交付金を導入する検討で進めておりまして、しかしながら事業区間に集団墓地がございまして、この集団墓地の移転計画を地元と交渉を進めておるところでございまして、これを早く解決したいと、このように思っております。

また、総合公園の再評価と今後の対応でございますが、この事業につきましても10年を経過いたしております。12年度に事業再評価委員会の意見具申を受けまして事業計画の見直し、そしてコストの縮減、代替案等を検

討いたしまして、野球場、温水プールなどの施設建設コストを約20億円削減するということができております。12年度から5年間経過した17年度には2回目の再評価が実施されました。そこにおきましても、再度事業の縮減、計画の見直しの答申がございまして、18年度から19年度、本年度において見直しを実施いたしておるところでございますが、この事業も平成3年度に事業着手をいたしまして17年目を迎えております。事業が長期化してございますので、起債許可は25年度で打ち切る旨、総務省より通知を受けているところでございまして、そうした事業見直しを受けまして残施設の整備を計画的に実施する必要があります。今後は、総合的なスポーツ拠点、そして防災機能をあわせた公園整備ということで再度検討をしていく所存でございます。

それから、公共下水関係でございますが、この件につきましてはやはり水洗化率の向上に努め、そして公共水域の水質保全、施設の維持管理等を図りまして、また高度浄水処理施設による安全な水の安定供給等に努めまして、町民の皆さんの暮らしを支え、また公共の福祉増進につながるように、事業を推し進めたいと思っております。

そして、2項目めの豊かな人間性と創造性を育むまちづくりについてでございますが、そしてたくましい「たいしっ子」の育成でございます。

子供たちの心の問題が多様化、複雑化している状況下にある現在、学校におけるカウンセリングの必要性がますます高まっておりますのでございまして、カウンセリング機能の充実を図るため、県費3名、町費2名のカウンセラーを配置したところでございまして、相談件数も多くございます。問題を抱える子供たちがもちろんのこと、保護者、教員にも適切なアドバイスをいただいております。この問題解決につきましては、時間を要することが多くございますので、今後とも継続していく考えでございます。

体験学習の取り組みにつきましても継続しやっていきたいと思っております。今、疑似体験や、また間接体験が多くなりまして、実際の生活体験、自然体験が不足している現状から、自然や地域の人々との触れ合いを体験することにより豊かな感性を培い、思いやりの心を育てるために小学校5年生を対象に自然学校を実施いたしております。5泊6日の家族を離れての体験、そしてその体験の中ではお互い知恵を出し合い協力することや大人の援助を受けずにやり切らないと何事もできないという自覚、すばらしい力を発揮する大きな成果が得られていると、このように思っております。

そして、中学校では職場体験、トライやる・ウィークを東西中を合わせまして71事業所や団体の協力を得まして進めているところでございます。

また、平成8年度よりALTを活用いたしまして生徒のコミュニケーション能力の育成等に大きな成果を上げているところでございまして、今多様な文化、多元的な価値観を尊重する国際理解の向上においても非常に有効で、中学校の考査期間中には幼稚園や小学校でも指導を願っており、今後も継続してやっていきたいと思っております。

また、総合学習の時間につきましては、社会人活用、またいきいき学校応援団事業を実施してまいっているところでございます。民間の知識や技能の活用、地域のボランティア、今登録者が74名、4団体の方々の指導によりまして幅のある教育が実施できているものと思っております。

次に、預かり保育でございますが、共稼ぎ家庭の増加、少子化の進行、育児不安等による地域ニーズを背景に保護者の子育て支援といたしまして、この事業を継続して実施いたしました。幼稚園におきましても、通常の保育時間終了後及び長期休暇期間中に希望者を対象に実施いたしまして、平成14年度から17年度にかけましては預かり時間を1時間延長し、午後6時までといたしております。利

用者でございますが、18年度中で延べ1,249人が利用していただいております。

次に、学童保育についてでございますが、18年度におきましては、太田小学校の児童数の増加によりまして保育室を普通教室に戻しまして新たにプレハブ2教室を建築し、学童保育園において、障害のある学童の受け入れも開始して取り組みをさせていただいております。

それから続きまして、6項についての取り組みでございますが、本町では町民一人ひとりが健康に関心を持ち、自身の生活を見直し、改善して生活習慣病を予防できるよう各健診を実施いたしておるところでございます。町ぐるみ健診、レディース健診、地域を巡回する胸部総合検診を実施、また受診機会を拡充するために人間ドックを姫路市医師会、たつの市揖保郡医師会に委託して実施しております。18年度の健診受診者は、基本健診が2,431人、肺がん検診2,486人、胃がん検診1,175人、大腸がん検診1,503人、前立腺がん検診388人、子宮がん検診425人、乳がん検診357人、骨粗しょう症検診228人、肝炎ウイルス検診425人、人間ドック87人、そして健診後の生活習慣改善につながるように、健康まねきね講座、またヘルスアップクラブ、そして個別健康教室、ウォーキング教室、健康寺子屋、健康増進プログラム、そうしたさまざまな教室を通して町ぐるみ健診結果説明、そして出前講座等での相談等を実施いたしております。

平成20年度からは健診の方針が変わりまして、各医療保険者において内臓脂肪型肥満や生活習慣病に対する特定健診、特定保健指導等が始まってまいります。そうした中で、関連機関と連携を図りながら実施に向けた取り組みを進めていきたいと、このように思います。

続きまして、障害者の自立支援事業についてでございますが、障害者自立支援法が昨年の4月1日から一部施行されたところございまして、サービス利用者は原則としてその

費用の1割を自己負担することになりましたが、世帯の収入に応じて4区分の上限額が定められております。負担が増え過ぎないように措置を講じております。

また、高額障害福祉サービスの支給、入所施設等利用に係る個別減免、在宅サービスに係る社会福祉法人軽減、施設入所者の食費、光熱費などの補足給付、施設通所者への食費負担の軽減、そうしたいろいろな軽減を講じて負担が重くならないように配慮しているところでございます。本町の障害福祉サービスに対する取り組みにつきましては、国、県の制度の中で着実に実施していくことを基本としておりまして、町独自の施策を展開することはなかなか難しいと、このように考えております。

そうした中で、地域生活支援事業では必須事業のうち相談支援事業にあっては外部へ委託せずに町職員が行うことによって平等性を担保いたしております。また、さらに任意事業といたしまして社会参加促進事業、日中一時支援事業を実施いたしております。障害サービスと地域の特性に応じて行う生活支援事業との統合上限額を設定し、利用者負担を軽減いたしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

それから、介護サービスについてでございますが、要介護状態、要支援状態の軽減、悪化防止を目的として多様な事業者、施設から総合的かつ効率的に提供され、できる限り自分の住まいで能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう本人や家族等の希望を踏まえて計画されております。介護サービスの上乗せは新たな費用負担が発生するために現制度の中でよりよい介護サービスが提供できるように努めていきたいと考えておるところでございます。

その取り組みとしましては、ケアマネジャーの連絡会を月一回開催し、計画のサービス内容について利用者の意向を反映させる手法などによって実践されている等を含めまして事例検討会の情報交換等も実施いたしておる

ところでございます。

続きまして、後期高齢者医療制度についてでございますが、75歳以上の後期高齢者を対象といたしまして、その心身の特性や生活実態等を踏まえた新たな高齢者医療制度が平成20年4月から施行されるところでございます。老人医療費が増大し、それを負担する現役世代と高齢者世代との負担と給付を考え、相互扶助の精神のもとに国民が協力し、また支え合い、この制度を円滑に運営できるように努めなければならないと、このように考えております。

そうした中で、特徴を申し上げますと、すべての被保険者に保険料が賦課されるというところでございまして、今まで保険料を納めていない被用者保険の被扶養者にも保険料が賦課されるところでございます。ただし、被用者保険の被扶養者については激変緩和措置として後期高齢者医療制度への加入時から2年間、応益保険料が5割軽減されているところでございます。そして、介護保険と同様、年額18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料が天引きされておりますが、ただし介護保険料と合わせた保険料が年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象としないとされております。

財源構成につきましては、患者負担を除きまして公費5割、現役世代からの支援4割、保険料約1割でございます。後期高齢者の医療費が増加すれば保険料が上がる仕組みでございます。また、現役世代、約4割は若人加入者数の増減率によって財源調整されております。少子・高齢化が進む中では、現役世代の支援割合が下がり、高齢者の保険料負担が重くなることが予想されております。

そうしたところを考えていかなければいけないと思いますが、我々も先ほど議員ご指摘のございましたように、国の方にもこうした財源措置は働きかけていかなければいけないと、このように思います。県下すべてが後期高齢者医療の対象市町になっておりますので、お互いそうした会議の中でも提起し、努

めていきたいと、このように思います。

それから、ゆとり生活等々の問題でございますが、学校、家庭、地域社会、相互に連携しながら子供たちに生活体験、社会体験、自然体験、そうしたさまざまな体験をさせ、みずから学び、みずから考える力、そして人間性などの生きる力をはぐくむために、14年度から完全学校週5日制の実施、そして総合的な学習の時間の導入がなされました。その後、学ぶ姿勢、意識の問題や学習の習慣化の問題、さらには学力の低下などが議論され、政府に設置されております教育再生会議からはゆとり教育の見直しについての提言がなされ、授業時間数の増加の方策や魅力ある事業、教員の質の向上などの意見が述べられているところでございまして、今後は国、県の動向を注視していきたいと、このように考えております。

給食センターのあり方でございますが、この件につきましては一般質問でもお答えいたしましたとおり、共同調理センターの継続を前提に改築の基本構想策定を進める予定でございます。

また、今後の運営面につきましても、平成20年4月から現施設において給食業務の調理、配缶、食器洗浄等の業務を委託する予定でございます。そうしたところで、先ほど議員の方からご指摘がございましたように、取り得る手法、そうした内容の分析は十分にやっていきたいと、このように考えます。

続きまして、道路の改良と整備等でございますが、狭隘な道路の改良とのり起こし、路肩等の改善につきましては、防災上の観点からも緊急を要する箇所から予算の範囲内において取り組んでいきたいと、このように思います。しかしながら、現状で支障のない限りは後回しにしてやっていきたいと、このように考えております。

そして、まちの駅についてでございますが、空き店舗や既存の施設などを利用して地域の情報や特定のテーマに関する情報等を発信し、人と人の出会いと交流をサポートする

このまちの駅は全国的に広がっており、地域のもちづくりの拠点となっております。本町におきましては、今後検討する中心市街地の活性化等々にも必要性について研究しなければいけないと思いますが、しかし我々太子町におきましては、沿道サービスがどんどん先行している中でなかなか取り組みとしては難しい面もあるのではないかと、このように思います。

続きまして、地産地消の関係でございますが、昨今の食品の安全、安心が問われている中で、生産者と消費者の距離を近づけ、両者の顔が見える関係をつくるなど、そうしたさまざまな効果が生み出されると考えているところでございますが、今、太子町の取り組みといたしましては、ご承知のとおり、ＪＡ兵庫西太子タ市部会による生産者がつくったものをみずからが販売する直販、そして学校給食の食材の活用による取り組み、またイチジク部会、加工グループによる食品加工の各地での直販所等での取り組みなどが行われております。

今後、そうしたことを進める中で、町内の消費範囲の拡大といたしまして、直販所の固定化、また町外の直販所及び量販店のさらなる販路の拡大をし、そして反面、給食センターでの食材使用として今以上に品目及び量を増やしていただくために、地産地消学校給食推進協議会を立ち上げまして、現在の町産、県産の食材使用率を３年間で５％引き上げることを目標に取り組む予定でございます。

このように、関係団体の皆さんとともに安全、安心な農作物を地域の消費者の皆さんにお届けできるよう支援してまいりたいと、このように思います。この事業による平成18年度の取り組み実績は、34.5%というところでございます。

直販所の固定につきましては、県の農産物直産所整備促進事業という補助金を受けまして、今年８月にサンパーク前に直販所を新設したところでございます。

次に、参画と協働の関係でございますが、

この参画と協働というところでまちづくりにかかわる情報は参画、協働を有効に推進するための重要な要素でございますし、行政情報を手に入れやすい環境を整備するとともに行政情報を入手することが必要でございます。参画、協働を支える取り組み、仕組みづくりを高めるために、17年度から町ホームページにて各種審議会情報を提供いたしておりますが、18年度からは審議会資料等も掲載することとし、そして審議内容を理解できるよう努めているところでございます。

また、教育委員会や農業委員会など、行政委員会の会議録や交際費の執行状況などもホームページに掲載し、行政情報の公開を進めているところでございます。今後も取り組んでいきたいと、このように思います。

続きまして、行政組織のあり方についてでございますが、これまでも答弁してまいりましたが、高度、多様化する住民ニーズに即応するには定型的な施策による確実な事務処理とともに機動的な組織運営が必要でございます。全庁的な政策課題が頻出する状況下においては、部下という枠を超えた横断的な仕組みに構築する必要があります。そのために庁議、部長会議で政策課題を検討し、必要に応じプロジェクトチームを立ち上げ、全庁的な視点に立って課題の処理に当たっているとございます。

また、昨今は制度が次々と改正する行政環境下において、定型的な組織においても定期的に組織のあり方を点検し、行政サービスの向上が図れる、住民に分かりやすい組織への整備を図るように努めていきたいと、このように思っております。

部制につきましては、部内間の各種調整、重要施策課題の全庁的な審議決定など、非常に有効に機能しておりますので、今後とも継続したいと考えているところでございますが、もう少しこの件については慎重に対応を考えていきたいと、このように思います。

続いて、行政評価等々の制度についてでございますが、行政評価は実施しているおの

のの事務事業を行政みずからがチェックすることにより、手法、効果を不断に見直し、効率的また効果的な町政を実現するための有効な手段でございます。本町においても現在評価システムの構築作業を進めております。総合計画に掲げている事業を評価の対象とし、各事業の成果、達成率を明確にすることで効率性、必要性及び手法などを点検しようとしております。20年度に本格導入する予定でございます。

また、住民が参加して再評価してはどうかとの問いでございますが、現在はまだ導入段階でございます。まずは行政内部で評価を行います。そして、住民の皆さんのご意見については、まちづくりの集いや町民提案箱、現在の広聴制度の中においてお伺いし、施策に反映させていきたいと、このように思っております。

○議長（北川嘉明） ただいま総括質疑中ですが、この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時00分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（首藤正弘） 続きまして、税等に関する問題でございますが、先般の上田議員さん、また清原議員さんにお答えしたとおりでございますが、やはり今後も引き続き現年課税分の徴収に努力し、新たな滞納繰り越しの抑制と滞納繰越分については今、県の職員に来ていただいていろいろと学んでおります徴収ノウハウをもとに、納税相談、また財産調査等の評価を図りまして、悪質な滞納者に対しましては滞納処分を実施し、税の徴収に努めていきたいと、このように思います。

保険税につきましては、保険税率の改正による収納率の低下を心配しておりましたが、被保険者の納税意欲の高揚等による収納率は向上いたしましたところでございます。長期滞納者に対しましては、短期被保険者証等を発行

し、先ほど税で申し上げましたように、納税相談等を実施して滞納対策をやっておるところでございます。今後も地道に続けていきたいと、このように思います。

また、納税相談等の機会を通しまして医療保険制度の趣旨、また国保税等の目的税であることを十分に滞納者に説明して、納税意識の高揚に努めていきたいと、こうしたことはやはり公平な納税の観点から税務課と連携を図りながら対策を講じていきたいと、このように考えております。

墓園の特別会計でございますが、この件につきましても年間の管理料については5月に納付書を送付いたしまして、7月に未納のお知らせをし、年度末、3月に未納者に督促状を送付して、また4月には催告し、5月に自宅訪問等を実施しまして収納に努めておるところでございます。18年度未納は8人、6万3,000円でございます。過年度未納は5人、12万9,000円でございます。今後もそうした方法により納税を促していきたいと、このように思います。

保育料についてでございますが、今現在158万9,600円の収入未済がございます。この件につきましても、先ほど来申し上げておりますように、電話での督促、また定期的な訪問等々により納税を促していきたいと思えます。また、現年度分に新たな未収金が発生しないように、収納の推進に努めていきたいと、このように思います。

そして、下水道の使用料の未収でございますが、水道料金等の未収と同様の傾向でございます。この件についてもやはり町内にはアパート入居者の異動が多いところが多数ございまして、未納金について督促状を郵送することなく専門員の個別に訪問することによって生活実態の調査とあわせて行っておるところでございますが、そうしたところで共働き、また単身者世帯等々には早朝、夜間の勤務時間外の戸別訪問等をいたしまして納付をお願いしてるところでございますが、どうしても連絡がとれないもの、そして悪質と認め

られる方については給水停止処分による、そうした措置も講じていかなければならないというところで、そうした手法もとらせていただいております。

次に、東芝太子工場の固定資産税の件でございますが、S E D建設予定地の建物は平成17年度中に取り壊され、建物内の償却資産は前々年度の15年に撤去されております。

東芝太子工場の18年度の税額につきましては、土地が7,322万円で前年度比507万円の減となっております。この件につきましては、地下価格の下落に伴うものでございまして、建物は3,269万円で前年度が3,862万円の減でございまして……。

再度申します。建物が3,269万円で前年度比3,862万円の減少、半分以下の税額となっております。これは17年度中の滅失と残った建物の評価がえに伴う評価額の下落によるものでございます。償却資産につきましては、2億5,711万円で、前年度比4,516万円の増加となっております。15年中に設備が撤去された影響で16年度は7,764万円減少しましたが、その後に半導体関係の方で設備投資がございまして、平成19年度の税額は撤去前に回復しつつあるというところでございます。全体といたしましては、18年度税額は3億6,302万円で、前年度比147万円の増となっているところでございます。

S E Dの新工場予定地だった場所への新たな建設計画というお問い合わせでございますが、今のところ新しい情報等はございません。しかし、私どもも東芝の全体の事業所のいろいろな動向を十分情報収集し、そしてまた県の方とも連携して誘致を進めていきたいと、このように考えております。

続きまして、繰出金の関係でございますが、18年度決算では国民健康保険に1億9,344万7,000円、そして介護保険特別会計に1億8,377万1,000円、老人保健特別会計に1億5,000万円、下水道事業特別会計に6億5,308万4,000円、前処理場特別会計に1億3,095万6,000円、合計で13億1,125万8,000円

となっておりますのでございます。

特別会計に係る経費につきましては、法令等による一般会計が負担すべしと定められているものを除きまして、特別会計の収入によって賄う独立採算制が原則でございます。しかしながら、その性質や政策上の必要性から繰り出し基準の枠を超えた赤字補てんがやむを得ないケースでもございます。それぞれの会計で財政的な努力は当然して取り組んでおりますが、適正な判断のもとに今後とも繰り出し、繰り入れを行ってまいりたいと考えております。

介護保険や老人保健は、公費負担割合が定められていますので、保険給付費や、また医療費によって繰り入れはみずから決まってきますが、国保の場合、保険税収と国庫支出金を主な財源としまして、その事業に要する費用を賄うことを原則とした制度であります。したがって、基本は医療費の水準に見合った保険税の賦課ということになりますが、被保険者に低所得者、高齢者の加入が多いという制度上の問題もございますし、これまで財政支援を行ってきております。今後も、原則にのっとった上で町財政の状況から繰り入れを判断していきたいと、このように思います。

介護保険会計への繰出金でございますが、総額1億8,377万1,826円でございます。法律の規定による介護給付費の12.5%、介護サービス事業費、地域支援事業費の職員給与及び事務費となっているところでございます。

下水道会計及び前処理場事業特別会計における一般会計からの繰入金につきましては、両事業の維持管理経費に充当する財源は、主として使用料収入でございます。下水道事業特別会計では使用料収入も緩やかに増加しておりますが、年々増加する公債費、平成23年度がピークでございまして、それに対します負担にはどうしても繰入金に頼らなければ会計が成り立たない状況でございます。

前処理場事業特別会計におきましても、県下統一料金によって使用料単価が上がってお

りますが、使用水量が減少、横ばいの状況下から収入の増加は望めない現状であり、維持管理の経費の節減にも努めながら今後も繰り入れに頼らなければならないという状況でございます。

また、水道事業会計も企業会計ではなく特別会計にしてはというお尋ねでございますが、地方公共団体は地域の住民の多種多様な要請にこたえて、教育、福祉、土木、消防など、地域住民に身近な行政活動を行うとともに、水の供給や汚水の処理等、住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する企業活動を行っております。

地方公共団体が経営する企業を地方公営企業と申しまして、代表的なものとしましては水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業等がございます。その公営企業法に基づきまして、当然適用と任意適用の事業がございます。水道事業、工業用水事業、軌道事業、自動車運送事業等々の7事業が地方公営企業法の規定の全部が当然に適用される法定事業となっております。

そうした中で、法定事業であります水道事業は地方公営企業法が適用される特別会計でございまして、その会計方式は企業会計方式によって処理されるものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、入札契約のあり方でございますが、本年4月より制限つき一般競争入札の枠を拡大いたしまして、700万円としたところでございます。契約においてはそれぞれの担当課で書類的に精査し、遺漏のないように進めていくよう、ついせんだっても研修し、指示をしたところでございます。

また、違法を働いた建設業者につきましては、建設業法に基づいて何らかの処分がなされた業者については入札に参加できないということでございますが、同法による処分がない以上、入札の参加を拒むことは難しいと、このように考えております。

また、電子入札、見積もり等についてでございますが、この件につきましては、町と業

者が電子入札に移行する環境整備が必要となっております。町におきましては、電子入札システムの導入が始まり、県電子入札共同運営システムの加入等、また業者においては同じくシステムの導入、そして認証、登録等の整備となっております。

今後の課題であると我々も認識いたしておるところでございます。

財政の健全化等に関しての件でございますが、町としましては法律の趣旨を十分に踏まえ、国、県の指導のもと、各種財政指標の健全維持に努めていきたいと考えております。一定の基準を超えれば早期健全化計画、それ以上悪化すれば財政再生計画となっておりますが、そういった事態にならないように運営していきたいと、このように考えるところでございます。

続きまして、自治と連携による力強いまちづくりについてでございますが、本町では行財政改革を推進し、スリムで機動的な組織を整備し、行政運営に住民との協働の理念を導入することが重要であると考えているところでございまして、庁内におきましては、全庁的な視点に立ち課題の処理に当たるため、庁議、部長会議等で政策課題を検討いたしております。また、住民の意見を反映するため、まちづくりの集いや出前講座の開催など、多様な住民参加の機会を図り、課題を共有し、財政計画に生かしておるところでございまして、住民と行政、議会がうまく連動して得られるものと確信をいたしております。

そのためには、行政情報の公開が住民参画・協働の基本ということと考えております。今後もパブリックコメント制度やホームページの活用、そうした点、一層図るとともに「広報たいし」の内容を高めて、総体的な広報広聴機能の充実を図っていき、住民参加の機会の一層の拡充を図っていききたいと、このように考えます。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員　るる説明をいただきましたが、最初に質問をしておりました件で、やはり気になるのは、施政で示した町民との協働、それから何か説明がございましたけども、職員と町長自身が危機意識を共有して改革意欲を持って取り組むと、こういう点では何をしたんかなあっていうふうにしかならずとも見当たらないし、具体的な今後の取り組みを含めて、再度説明を求めます。

それから、施政で言ったことについては、いわゆる自治能力の向上についてもどれだけのことが、研修会に参加したとかそういうことで何がどう変わったのかというのは非常に見えにくいと思いますので、もしこれらについて説明がありましたら、あわせて再度説明を求めます。

それから、町長も言ってるように、地方自治体の仕事っていうのは、住民の暮らしを支えて安全、安心のまちづくりを進めるということで、住民の福祉の増進を図ることを基本という、これに基づいて情報の公開を含めて住民各層の暮らしを支えるというようなところに結びついていてこそ、また内容が貫かれていてこそ住民も協働のテーブルに着き、責任を分担することができると、こういうふうに思うんですけども、最初に通告で示した1の、　について再度説明を求めたいと思います。

それから、各種の政策課題につきましては、後決算委員会等でお尋ねをいたしますので、この場では指摘をいたしませんけれども、後期高齢者の医療保険制度につきましては、町長は今説明があったように、首都圏での取り組みと同じように兵庫県内においても一定の取り組みは必要だということを言えますけれども、特にこの制度そのものが崩壊してしまうということから首都圏の4連合町がこぞって厚労省、厚生労働大臣に対してこの見直しを求めるし、国庫負担とあわせて都道府県の、いわゆる費用の中で都道府県の財政支援がなかったらもうとても大変だと、こういうことを言ってるんです。だから、それ

と合わせたような取り組みをこの兵庫県連合の中でもきちっとやっていかないととても立ち行く問題でないし、いわゆる包括医療といまして、医療でも定額でしかもうみない、高齢者に対しては。そういうようなことをあわせてやろうとしてるわけですから、大変なものなんです。だから、内容を知れば知るほど住民の中ではこの制度は困るということなので、これは具体的に言えば、町長が先ほど兵庫県でもと言いましたように、首都圏の取り組みと同じような取り組みを強力にやるということでは広域連合の中で問題にしないといけない。これは広域連合議員は八幡君ですんで、きちっとこれは約束をしてもらいたいと、ここで、そして具体的には、議会に対しても行政に対しても全体としてこれらの成り行き、経過をしっかりと説明をしてもらいたいと、こういうふうに考えますので、その点再度伺っておきたいと思います。

県内のことで少し伺いましたように、その対象者があるわけですから、扶養家族になっている者、それからまた200万とも言われるその扶養家族、それから高齢者自身が1,300万の中で太子町ではどの程度を占めるのか、そういうことの上に立って見てみないと、これは非常に難しい問題でありますので、具体的に説明を求めたいと思います。

例えば、埼玉などでは今既に人件費分を県に持ってくれと、こういうことだとか、あるいは岡山でも低所得者のための減免制度をつくれとか、こういうことが次々起こってんです。それが当たり前だと思うんですけども、そういう取り組みをすることと天引きのいわゆる中止とか、あるいは高齢者の差別医療の導入をやめるとかというようなことをいろいろ問題があり過ぎるので、これらの内容をしっかりと皆さんに知らせて、これの見直しを求めると。先ほど18万円と言いましたけれども、月額1万5,000円以上の人については天引きするという、年金がね、そういうことです。だから、ぜひこの対応については再度説明を求めます。

それから、まちの駅構想で私は非常にユニークな取り組みやなと思って、そしてまた活性化にもつながるということ。今紹介をいたしました栃木の鹿沼市というのは既に81力所のまちの駅ができとるそうです。本町と同じように、大手スーパーが撤退をした後の跡地利用を含めた取り組みで、今先ほど言いましたように、81の駅庁ができているというぐらい地域の人たちがみずからのつくっているものを皆さんに見てもらったりすることによって情報交換の場になったりいろいろしていると。先ほども言いましたように、トイレと休憩所があれば基本的な最低条件としてはトイレと休憩所を持つところをまちの駅とすると。こういうような形で取り組んでることが非常にまちづくりに役立っているという情報なので、いろいろ研究をしていくってということなんですけど、本当に行政と住民が、特に住民がこれを受けてやっているというところに鹿沼の取り組みの成果があるように思いますので、これらについてはよく研究をしてほしいと。そして、本町でも可能なものについてはやっていくということにしていきたいと思います。

兵庫県ではまだありません。しかし、太子町のようなところでは、先ほど沿道サービス業が多いからどうかということでしたが、実際トイレとかなんとかはやっぱりないんです。外出するときにトイレがある、弱者にとっては非常に大事なことで、ほいで休憩することができるところ、割合少ないです。姫路なんかよりも少ないように思います、率的には。だから、そういうことをしっかりやっていくためには住民の協力を得ていく一つのあり方ではないかなと、まちの駅はね。そういう点なので、ひとつ整理をしていただきたいと思います。

それから、評価制度の導入はまず庁内からということでしたので、後やっぱり住民が参加することこそ肝要だと思います。そういう点ではしっかり取り組みを強めてほしいとは思いますが。

次に、歳入で私は指摘したいのは、一般、6特会を合わせて、先ほども言いましたように、不納欠損処分しているのが合わせて1,492万8,000円余りあると。これは重大です。そのまた不納欠損の処分をしたその責任も問われて当たり前だと思うんです。だから、その点は説明をもらいたい。

それから、収入未済も一般会計、6特会を合わせますと6億8,481万2,000円余りあるんです。これも重大なことです。いろいろ取り組んでるけれども、これだけのものが存在をする、これに手だてを講じるということがなかったらだめになりますので、そういう点ではその取り組みの決意も必要かと思います。

それから、不用額もちょっとあわせて尋ねたんですけれども、これらの予算が結局繰越金に結びついたりしてきておりますので、この点も予算の段階でしっかり押さえる、途中で決算を見込んだ補正やと言いながら、そんなんしといて合計で4億5,400万円もあると、こういうような状況はしっかり見ていかないと計画行政はできないと思いますので、その点の説明を求めます。

それから、繰出金については、私が問題にしているのは、国保、介護保険というのは対象人員が全然前処理場とも違いますと。下水道は全世帯っていう対象になっておりますので、構成比が今のところ37.5%あったとしても、それはやむを得ないことだと思いますが、前処理場については、これらのお金を湯水のごとくつぎ込むこと自体、絶対に許すことのできないものであり、国保とか介護にこれらの財源は回すべきやと、こう考えますので伺ってます。姿勢について説明を求めます。

それから、入札制度の問題では、町長はうっかりミスってということでの、いわゆる特定建設業、それから一般建設業の特定建設業の許可もないのに特定建設業としての仕事をさせた、そして下請に出した。こういうことについて町長は知ったんか知らなんだんか。その辺はしっかり説明をしてください。

そして、ただ担当者のミスだとか、そういうことで通り過ぎることのできない問題ですので、その点はしっかり説明を求めたいと。責任の所在と責任のあり方が問われます。

それから、建設業法で処分をされないものについては処分できないということなんです。が、実際に虚偽の書類をつくって、それを行使をして、そして町の税金を使った公共工事に参加をして高額で落札をする。そういうようなことは絶対許すことができませんので、行政としても、主体は行政なので、きちっと審判をしないとはいけません。そういうことから、このような虚偽の書類をつくった者についても完全なる調査をして処分をする、そういうことは当たり前のことだと思うんです。なぜできないか、できなかったら何が要因なのかを説明を求めたいと思います。

それから、地方公共団体の財政の健全化に関することで気になりますのは、町長も説明をしたように、一定の基準を超えると国の指導をすると、こういうようなことがまかり通りますと、地方分権と言いながら分権が成立しなくなりますので、このことについては批判的な側面を見ながら指標だけはしっかり連結決算をしたりして、いろいろ財政指標を見て、そして健全な財政運営を行うということが必要なんではないかと思ってるんですけども、そうならないためにこうするんや言うて住民を痛めつけたんではだめになります。そういう点からこの見方と評価と対応について尋ねておりますので、意見がありましたら、説明を求めたいと思います。

それから、自治と連携による力強いまちづくりで、言葉では議会と住民と協調、連携ということ言ってるけども、具体の問題ではこの18年度でもどういうことで連携をしていく、情報を提供し、一緒になって考えていくというような姿勢に立ったか、そういう点では極めて疑問なように思います。このことについて、今後も大事なことでありますので、その約束もしてもらわないと困ると思います。

それから、簡素で効率的な運営をするという点ではまだまだ行政組織の見直しをしないとイケない、流動性があるって何にでも対応する、必要なものはプロジェクトで対応する、そういう形で行政組織をより簡素化するという点の中で住民ニーズにも、課題にもこたえる、そういう取り組みこそ大切かと思えます。そういう点から再度説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 住民との協働のまちづくりという件でございますが、やはり私自身この協働、ともにやっていくというところはなかなか、どう申しますか、言葉で言いあらわせないすべての皆さんとの協働ができるかということ、一人ひとりのかかわりというのはなかなかそれぞれの層がございますし、難しゅうございます。そうした中で自治との連携との件でも話が同じくなると思います。各種審議会等々でも一般の方から公募し、そうした皆さんの意見も聞かせていただくというところで取り組みをさせていただいており、また反面いろいろな団体等々の皆さんとの会議等でも話をさせていただき、そしてそうした中からの自治への参加、まさしく今時の議会でもああしてボランティアの皆さんの傍聴があったということは、これは好ましいことではないだろうか、このように考えるところでございまして、そうした広さといいますか、参画、また一緒に動いていただく皆さんを幅広く募っていききたいと、このように考えるところでございます。

そして次に、職員等々の資質の向上、また研修等の問題でございます。やはりこの研修につきましても、地方自治全般の問題、また初任者の研修等々、いろいろな分野がございます。そうした点でやはり1人の一町職員としての自覚、その中でそれぞれの分野での自分の持ち場での資質向上、そうした面に努めていかなければいけませんので、いろいろな自分に合った研修を選択し、その分野での地位の向上を目指して研修をしているところでございます。

我々自体もいろいろなそうした分野での研修会にも参加するところでございますので、お互い職員と幹部職も含めてのその地位にあった研修を研さんを重ねる必要があると、このように思いますので、それぞれの分野でこうした機会あるごとの研修参加というところで申し上げているところでございます。

それから、後期高齢者医療の件でございます。先ほどおっしゃっておりますように、千葉の方では厚生労働省、また都道府県への援助要請等が言われております。やはり私も県下全市町での後期高齢者の組織を立ち上げておりますので、そうした中での会議等で申し上げていき、一緒に対応していかなければいけないと、このように考えております。そうしたところは、先ほどおっしゃってありましたように、副町長も一委員として参画しておりますので、主導性がとれるかというとなかなか難しい問題であろうと思いますが、問題提起等もできる場があるだろうと思いますので考えていきたいと、このように思います。

そして、老健受給者の件でございますが、今現在では2,476人、それで2004年の推計では2,600から2,700になるんじゃないかと、このように思います。

そして、後期高齢者の関係の扶養等々の人数でございますが、手許に資料がございませんので、現在のところここでは答弁しかねるところでございます。全国の対象者が1,300万人、そして新たに保険料を負担する方が200万人、その比率を当てはめると、大体400人前後になるんじゃないかなというところでございます。

それから、次にまちの駅の件でございます。今例を挙げてお話をさせていただいたところでございますが、これが私も太子町に該当するかどうか、該当といいますが、適合するかどうか、トイレ、休息所等々の問題については、なるほど私も太子町におきましては私も少ないと、このように思っているところでございます。これはやはり都市公園、そ

うした公園等の関連もあらうと思います。今のところ私も太子町では、私自身としてはいろいろなスーパー等々も進出しておりますので難しい問題ではないかと思いますが、一度こういう先進地の視察、また資料等の徴集をいたしまして研究はさせていただきたいと、このように思うところでございます。

続いて、歳入でございます。特会、それから収入未済、不用額等々のご質問を受けております。

特会での不納欠損、これ不納欠損、私も絶対になくしていきたいと、これはもう前提でございます。それと、収入未済についても同じことでございまして、できるだけ徴収努力はさせていただいておるところでございます。不納欠損につきましても、そうした事態が起きないように、お越しいたいて、誓約書等々、納付誓約等々も徴収しながら取り組んでおりましたんですが、今時県の滞納整理員の指導もちょうだいいたしており、そうしたノウハウも十分に今後生かしていかなければいけないと、このように考えております。

また、県の整理員の皆さんにはこの3カ月だけじゃなくて、またいろいろご相談をかけたいと、お願いしたいと思いますので、そういうところもお願いしたところでございまして、精いっぱい努力をさせていただきます。

それから、不用額の件でございますが、予算段階でということでございますが、私も今予算編成時、余分な財政等々、そうした余裕のある予算計上をしているところでございますが、反面逆にぎりぎりのといいますか、予算で執行が不可能だというようなことに陥らないような考え方もある部門ではしなくてはいけないところもございます。できるだけ十分なる積算のもとでの予算計上、そして不用額が生じないように対応を指示は毎年やっておるところでございます。今後も十分にそうした中で対応をしていきたいと思います。

それから、繰入金の問題でございますが、

国保会計と前処理場の関係、いつもご質問をちょうだいいたしております。その段階で私もいつも同じ答弁になります国保につきましては、やはりその国保特会の性質上、一般会計からの繰り入れというのは極力抑えなければいけない。しかしながら、低所得者、弱者等々の対応ということも十分に加味しなければならないという中での対応で繰り入れをさせていただいておるところでございますが、今時そうしたところで税の改定もさせていただいております。一般質問でもお答えしましたように、余りにも余剰金が出るというようなことになれば、当然これまた改定等々いろいろな時点で、早い時点で対応はしていきたいと、このように思います。

前処理場の件でございます。利用件数、少ない中に大きな膨大な一般会計と繰り入れということをやっておりますが、同じ答弁になります。この件につきましても同対法、水質汚濁防止法等々の今までの行政での経緯、経過の中でやらなければならない事業でございまして、過去そういう経過をたどって一般会計からの繰り入れをさせていただいておるところでございますが、歳出面においては極力抑えていきたいと、このように考えております。その点はご理解をお願いしたいと思えます。

それから、建設業と特定建設業関係での件でございますが、町長知っておったのかということでございます。私は事後にそういうことは聞いたところでございまして、もう既に工事等々も終了した段階での私自身は承知でございます。こういうことは絶対あってはならないことでございます。担当当局には、先ほどの質問の中でもお答えしましたように、書類的に十二分に精査、また点検等々をやっていかなければこうした問題が発生すると思えますので、こういうことがないように徹底していきたいと、このように思います。

それから、悪徳業者と申しますか、そうした虚偽の申請をした業者の対応でございますが、しているかどうかというのは私ども行政

では申請書類の内容等々を審査する行政機関ではございませんので、難しいというところでございます。そうした中で法的な措置が下れば、私どもも今現在もう既に指名停止をかけ、その後建設業が剥奪されておりますので、既に登録業者でもございません。既に業者の抹消をしておるところでございます。

それから、財政状況の件でございますが、これはやはり総合評価方式等々も取り入れられてやっておるところでございます。全体的に見て陥るということは、これは絶対にあってはならないというふうに思うところでございます。その中で行財政改革等にも取り組まさせていただいており、町民の皆さんに辛抱していただけたところはよく辛抱していただき、我々も経費削減には十分に配慮をし、取り組みをさせていただき、そして健全財政を維持、堅持していきたいと、このように考えるところでございます。

それから、行政組織の見直しの件でございます。私もまたそろそろ、先ほど上山議員の一般質問でしたんですかね、総括の中でも組織の見直しという点がございましたんですが、一度相対的に役定の問題、役職定年、それから部長制の問題等、再度検討すべきではないかなというふうに考えており、そうした中での組織の効率化、上下水道の統合、それから建設課、街づくり課との統合、そうした面も取り組みをしているところでございます。全体的にそうした点は時期等々関係なくして、取り組みをしないといけなところは考えていかなければいけないと思えます。総合的にまた判断をさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

（桜井公晴議員「何ぼある」の声あり）

（「えっ、2分」の声あり）

○議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと私は非常に行財政、特に財政の無駄遣いにもつながり、住民の血税をつぎ込んでおるということで、最後

に入札契約のあり方で、先ほど町長が説明をした件で、1つは日付のない契約書がまかり通つとすると。当局に提出を求めた書類は町長見ましたか。これは重大なことだと思います。これは扶蘇土木と、それからの契約、特定建設業のことについては扶蘇土木と西川組の関係で、特定建設業を持たない扶蘇土木が西川組に発注をしとると、そういうことが明るみに出て、3月、6月と私は聞いたんですけど、そんなことはない、分かんないながら委員会を通じて説明をしてきたことの中には提出書類の中に日付すらない契約書が存在する。その決裁にはそれぞれの役職者が当たっているわけですよ。だれが気づかなかったかじゃなしに、これはそういうふうにつくるべきしてつくったと。それで、日付のないものというのはいつでも差し替えが可能やと。こんなもので行政がまかり通つたら、だめになってしまいます。何を見て、何を決裁しょんかなというのも疑問になります。だから、ただ経過を聞きますと、うっかりしたミスなんやと。うっかりミスで済まされたらたまったものではないということなんです。だから、それはきちっと整理をして、なぜこういうことが起こるのか、ほんでそういうことが同じようなことがほかにないかということも検証せなあかんということなんで、そのことについてはしっかりと町長の責任において、この責任の所在、経過、説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 細かい点は部長の方から説明をさせますが、私もその委員会に提出した書類の中でそうした日付が脱落してる点は確認したところでございます。そうしたことを踏まえまして、8月22日だったろうと思います、そうした事業関係の担当者を集めての再度の研修、また注意等々を促したところでございます。私自身もこれから膨大な契約書とか変更契約になります、書類になりますので、1枚1枚めくって点検というのはなかなかできることでもございませんし、やはり

専門的な分野もございます。そうしたところ、今後はもしそういう日付等が欠落してる場合は副町長、私のとこ、また部長、一番最初は部長のところでもう突き返す、おろすぞという、決裁をしないということで、今後もっともっと徹底していきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの書類の件ですけども、あれは契約書ではございません。主任技術者の届け出とそれに伴います下請業者があるんでしたら下請業者の届け出といったふうな書類でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 契約書やで、あれ。契約書として出てますやん。ほいで、相手と契約しているから問題なんや。ほいで、日付なしで通るんか。そう言うてんねん。ちゃんと出してもらったやつは皆出てますよ。日付がないよ、契約書。あるんやったら出しないよ。後から出してもらうたらええ、契約書が別にあるんやったらね。出してください。終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で14番桜井公晴議員の総括質疑は終わりました。

これで総括質疑を終わります。

続きまして、各会計ごとの質疑を行います。

まず、認定第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番清原良典議員。

○清原良典議員 一般会計やね。

52ページ等に計上されております各事業負担金でございますけども、できましたら、今の時点でちょっと難しかったらまた後で結構ですんで、根拠並びに内容説明を求めます。

それから、上太田の瓦れき処分場の借地料

が今年度約300万円程度計上されておりますが、これ毎年の年々のことと思われましても、借地料の発生しない町有地があれば、このような経費が要らんとするんですが、例えば前の環境センター等の空き地など、そういう土地をいろいろと工夫されてはどうかと思いますけれども、答弁お願いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 2点目の上太田の借地の件でございますが、適地があればというご質問の趣旨でございます。私どももかねてよりそういった問題については検討しておるんですが、なかなか適地と申しますか、がございませんで、実質上これまでの状況が続いておるというところでございます。適地があればという思いがあるんですが、実務的にはなかなか適地というのが見つからないということでご理解をいただきたいというように思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、52ページの農地費の負担金補助及び交付金の中身でございますけれども、まず一番上の県土地改良事業団体連合会負担金、これは中身につきましては一般的な賦課金といいまして、田んぼの面積で決まった金額でございます。2万4,000円でございます。

それと、特別賦課金といいまして、現在事業をやっている分、鷹ノ子といいまして、姫路市の広坂の北の方にあります鷹ノ子池の事業と岩浦の、岩浦といいまして、岩浦土地改良区の事業でございますけれども、その事業に伴います負担金、賦課金という格好で県の土地改良団体連合会の方に負担しております。

それと、非補助融資事業元利補給補助金、これにつきましては、昔に県信連の方に借りておりまして、要は地元が土地改良事業をするときに、地元が県信連の方に金を融資を受けまして、その融資に対する補助金の地元が支払います負担金の補助でございます。これにつきましては、今回のこの金額につきましては、たしか2件ほどあったように覚えて

おります。

それと、兵庫県ため池等整備事業促進協議会負担金、これは県下の中のため池等の事業をするところに対しまして一律負担金として5,000円を支払っております。

次の、土地改良連合会西播磨支部現地研修会負担金、これは西播磨の支部としまして揖龍とか上郡とかの土地改良の関係者が現地の視察、研修ということでの負担金でございます。

それと、町補助土地改良事業補助金、これは町補助事業の補助規程にのっとりまして4カ所、補助率60%ということで、4カ所の区域の補助金でございます。

それと、県営福井大池公園整備事業負担金、これにつきましては、福井大池の周りの周回道路及び栈橋での負担金でございます。これは姫路土地改良事務所の方に支払った負担金でございます。

それと、次に団体営岩浦地区水路改修事業負担金、これにつきましては、12年度から地域用水機能増進事業ということで対応しております。国、県が60%、市町が40%といったような事業でございまして、片吹サイホンの水路調査とか宮本の川まつりの関係の負担金でございます。

それと、その次の土地改良施設維持管理適正化事業負担金、これにつきましては、林田川の荒河井堰、荒河井堰がちょっと空気漏れが起こっておりまして、その5分の1、工事は18年度にしたいんですが、その負担金は5年間ですといった中の負担金でございます。

それと、団体営・七夕池改修事業調査設計負担金、これにつきましては、鷹ノ子池の西側、山の方にあります池がございまして。その池の調査設計に、老朽化しておりますので水漏れがしておりますので、それに伴います調査設計業務でございまして、姫路市が60%、太子町が40%の負担ということになっております。

それと、近畿ブロック地籍調査講習会負担

金、これは地籍調査を太子町も20年度から対応すべく近畿ブロックの研修会がございましたんで、それに行きました負担金でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

2 番清原良典議員。

○清原良典議員 これ部長、ちょっと一、二点だけ、福井大池の605万円というのは今年度だけですか。

それと、同じくその鷹ノ子の725万3,000円、本年度だけですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 福井大池につきましては、19年度まで。ですから、今年度まででございます。

鷹ノ子池は18年度で完了ということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

1 番井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 1 番井川でございます。二、三、質問、1点ですが、ページ、67ページ、68ページの幼稚園のスクールバスの運行についてですが、決算書によりますと、運行委託料、バスの運行管理委託料ですか、415万2,750円と、それから運行のバスの賃貸料ですか、174万円になっておりますが、これに関しての明細の提出をお願いしたいと思っております。また、これに関しての約600万円ほどの管理委託料になると思うんですが、これに関して入札等行われているのかどうかと、またこれだけの600万円ぐらいの予算があるのであれば、太子町のバスの購入を視野に入れて、中古車でもいいんですが、入れていただきたいと思いますが、当局の答弁をお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

スクールバス管理委託料と借料のことなんですけども、ご承知のように18年度より幼稚園の統廃合によりましてスクールバスを運行していこうということでございまして、これにつきましては、まず管理委託料ということでまず5年間、リース的には5年間、ちょっと前後しますけども、全体で、借料としまして5年間でリースしていこうという話でございます。

それと、運行については2台を持っておりまして石海地区が39人、太田地区で49人乗りということでございます。ですから、旧の石海南幼稚園と旧の太田東幼稚園区をやっていくと。

今後につきましては分かりませんが、とりあえず5年間はリースですので、これをしていこうと。ですから、買うんじゃないにリースで対応していくということでございます。

契約方法につきまして、これは入札でやるとということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

1 番井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの答弁ありがとうございます。

できたら、見積もり明細ですか、契約内容というんですか、があれば、また決算委員会でも提出いただきたいなと思っておりますが、また現在太子町内の保育園、私立保育園にもあるんですが、バスの運行がしていたところがまたNOx法の関係とか補助金等のカットによるバスの廃止により、また非常に保育園の方々も保護者の方々もお困りになっていることが多々ございまして、これをまた保育園に広げるのはどうかというふうな議論になるかと思うんですが、また太子町の全体としてスクールバスの運行を考えて、それをまた入札等バスの購入に当たってのシルバーへの人材雇用のことも考えながら子育て支援の方によりよいまたお金の使い方をしていくべ

きだと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） まず、教育委員会関係のことだけ私の方から答弁させていただきます。

基本的には、ただいま言いました石海幼稚園、南幼稚園とその旧の統廃合の関係で保護者の方々から、要するに1つの条件といいたしましょうか、そういう関係でスクールバスをということでございましたので、これをいつまでも基本的には継続していくんじゃないし、距離的には、例えばスクールバスで迎えに行くよか、現在歩いてこられてる子供ので距離が長い場合もございますんで、最終的にはそこら辺を考えて、いつまでも継続じゃないし、時を見てまず廃止の方、いわゆる自分で行っていただくという方法になろうかと思えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 井川議員さんの方から保育所の関係に触れられましたんですが、これまではN〇×法の関係で一たんは廃止ということでございました。今町全体としての運行の計画といえますか、そういう考えはないかといったようなご質問だったと思います。

まだ具体的に、教育委員会も含めての町域全体での運行といったことについては協議もしておりませんので、今ご提案があったということで私の方は受けとめたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 資料要求等につきましては、決算特別委員会の中で協議をしていただくことをお願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

9 番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 決算委員じゃないんで、四、五点か。

まず、25ページの委託料、嘱託事務委託料1,500万円と出てます、それから文書配達業務委託料120万円、これについての明細を教えてください。

それから、49ページ、資源ごみ集団回収運動の奨励金773万250円出ておりますが、これはごみ回収の地域でやっておられる方の廃品回収の補助金だと思うんですが、これについて773万円を回収した方、団体に奨励金として渡しているんでしょうけど、それについて各自治会とか団体だと思うけれど、今後続けていかれるのかということと、それからこの773万円の、その自治会とかいろんな団体を使っておられるんですけど、何団体がどういう成果が上がっているかということ、それをまた教えてください。

それから、上太田の瓦れき処分場にかかわることですが、これについて借地料等はこれ大体分かりますけれど、先ほど清原議員は代替えの用地がないかとかという、そういう質問だったと思いますが、私は何立米受け入れして、何ぼの経費を、いろんなことあると思うんですよ、上太田処分場についてのその辺の細かい明細をまた決算委員会の方に出しておいてください。また、決算委員の方から教えていただきます。要するに明細ですね、上太田の。何立米受け入れして、何立米持ち出ししたとか何かあるでしょう。要するに、上太田の全体の明細ですね、経費とか、いろんな、上太田の瓦れきがどういうことになっとなかという。この決算書を見て足し算したり引き算したり、何立米まで書いてありませんので、尋ねておきます。

それから、ページ52。生産組織育成、これ米ですね。120万円出ておりますが、これについての使い道というんか、これだけを出してどういう成果が上がったんかということ、それから学童農園の推進補助金が3万円で、これで何ができるんですか、できたんですか。これの結果を教えてください。

それから、53ページ。たいし花と緑の会の補助金225万円が出てますが、これほんまに

それらしい花を購入されてますか。これ余りにも当局の担当者いいかげんな行動をとるように思いますけど。少なくともホームセンターの花の方が安いですよ。ホームセンターの安い値段の花より悪い花を高く買って、自治会等に配ってるこの姿勢、何かおかしいことはあるんですか。結構不満が出てますよ、町民の方から。これどういう現状か、担当者の人には再度確認をとっておいてください。悪い花や残った花を高い値段で買わされてるという現状はご存じですか。225万円でどれだけのこの花を、有効な使い道であるかということ、自信を持って答えてください、後でいいですけど。

それから、ページ57、前処理場のやつです。1億3,000万円出てますが、もう何とかいい方法ないですか、これ。もう毎年ずっと過去私の現職時代にもあったと思いますが、これ10年で13億円になりますよ。これは歴史的な経過があるとは思いますが、何とか今3社ぐらいの処分のどないかしよる場所だと思えます。もっともっと抜本的に見直す必要があるんじゃないか。ただ単にもう運転だけしとったらええかなという考え方で1億3,000万円か、1億3,000万円大変なお金やと思えます。歴史的な経緯とかいろいろと事は承知しておりますが、抜本的に見直す考えが、考えてはどうか。

それから、ページ飛ばしましたが、トライやる・ウィーク、52ページだったな、あれ違うわ、66ページ。ちょっと見間違い、申しわけない。66やね。

このトライやる・ウィーク、太子町はいち早く取り組んでいると思うんですけど、もうかなりの年数たったと思うんです。これ継続事業で県の補助金等もあることは承知しておりますが、中学生に対して非常に神戸市とか、後で最近始めた地域もありますね。その地域のニュース等を見れば、非常に子供に成果があったと思いますけど、トライやる・ウィークの事業の成果、どんな子供についてあるんかということ。

それから、その次67ページの給食センターの賃金であります。そうやね、臨時、パート、給食じゃなしに、これは幼稚園やね。臨時教諭賃金とパート教諭賃金となっておりますけど、これどない違うんですか。パート、臨時は分かります。だけど、幼稚園児に対する扱い、同じだと、同じでなかったら困りますけど、なぜこんな変則的な雇い方をしとんですか。それをお尋ねします。

それから次に、収入の方のページ、町民税とか固定資産税で、ページは5ページ。収入の部ね。

不納欠損の個人の方ですけど、505万2,000円になってます、不納欠損。それから、固定資産税で275万4,700円になっておりますが、これ不納欠損ですね。これ5年前にさかのぼった分でしょうけど、これの件数、それと不納欠損した理由のことを教えてください、件数と。

それから8ページ。8ページの保育園のこれ収入、もちろん支払いというのはあると思いますが、これ保育園に、太子町の保育園というんですか、園児というんですか、本当何人お世話になっとんですか。太子町外も、町外でいいですわ、太子町の場合は斑鳩、石海、二葉、安養でしょう。それから下は全部町外になってるはずだと思うんですけど、ということは、私が尋ねたいのは、これだけ少なくとも何十カ所になりますね。もちろん親の保護者のいろんな都合とかいろんなであると思いますが、簡単に見れば、太子町の保育園、保育園を預かる施設が少ないということになると思うんです。もう少し太子町で安心して保育所に預けられて子育てをできるという施策はとる必要があると思うんです。これ見たら、遠いとこは別ですよ。山崎とか東栗栖、いっぱいありますね。これはもちろん親の都合だと思うけれど、普通一般的にこれだけのものを見れば、やっぱり太子町で受け入れができないんかなあ、太子町に住んで子育てをしたいと、よかったなあというのは親心だと思うんです。いろんな

私情もあろうかと思えますけれど、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

それから、11ページの野外広告許可手数料となってますけれど、僕はこの金額を見れば少ないように思うんです。いろいろ規約や規則はあろうかと思い、県からの移譲ということも聞いておりますが、やっぱりちょっと徴収も手数料漏れしとんとちゃうかなあという感覚がいたします。これだけ太子町、看板がぼんぼんありますからね。ただ、私も確認はとっておりますが、ちょっと教えていただいた話では、赤穂市の場合は看板に皆シールがついておるらしいです、これは徴収済みやということで。そういうことを太子町はしとられるんですかということをお尋ねしておきます。今ご返事いただくのは簡単なもので結構ですけど、後文書的なものは決算委員会に出しておいてください。お願いします。

以上です。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） トライやる・ウィークの成果についてお尋ねでしたんで、回答は50ほどあるんですけど、簡単なところだけ。

まず、子供と親との家庭での会話が増えたと、こういうことを聞いております。それから、家でお父さん、お母さんの仕事のえらさが分かっただとか、あるいは家で子供が手伝いをし出したとか、あるいは地域の方々に中学生をご理解願ったことができるようになったとか、まだ幾らもあるんですけど、その中で特に大事なことというんですか、大きなこととして、昨年度で中学ですけど、不登校生がこれで5人東中学、例えば東中学あったんですけど、そのうち4人までが保健室登校だとかその後来るようになりました。それは高橋教頭さんの方からこないだのトライやる推進会議で報告があったんで、ちょっとその内容だけを言います。

1名A君、新学期より別室登校を継続し、修学旅行にも今年も参加した。それから、B君、1学期間ほぼ欠席せずに登校できるようになった。それから、C君、別室ではある

が、1学期間ほぼ今年は毎日3年生になって来たと。それから、もう一人はきっちり来てないんですけど、不登校状態も残ってんですけど、来たり来なかったり、行事のときに参加できるようになったと、5人のうち4人こういう成果を聞いております。これだけ取り上げても、トライやるは私は成果があったように思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 幼稚園の賃金関係を説明申し上げます。

給食パート賃金、これは給食の配ぜんパートということでございます。

次に、臨時教諭の賃金といいますのは、各幼稚園全職員が正規の教諭じゃないということで、これは1名ずつ、要するに嘱託の先生ということでございます。それと、育休の代替えという、休んでおられるので、その方のかわりに育休の代替えの嘱託の先生、教諭、それとパートの教諭の賃金ということでございますが、これは障害児、また預かり保育をやっておりますので、それに伴いますところの賃金、これはいわゆる嘱託じゃなしにパート採用ということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目でございますが、資源ごみの集団回収についてのお尋ねでございました。

団体数は延べ160団体でございます。今後どうするかといったお尋ねだったかと思うんですが、やはり環境問題、非常に今それぞれの一人ひとりの問題ということもございますので、これは今後続けてまいるところでございます。

そして、その集団回収に当たった成果ということでございますが、そういった資源の再利用、資源の大切さ、そういった国民一人ひとりが自覚をしなければならぬ今、地球環境問題に照らし合わせましても、また本町が掲げますごみの問題、エコロの問題等々考

えますと、これ非常に成果が上がっておりまして、取り組み団体も対前年から比べましても増えておるとい状況でございます。

次に、上太田の処分場の詳しい資料というお尋ねでございましたんですが、決算書にはそのトン数が出ておりません。18年度搬入をいたしましたトン数は1,235.06トンでございまして、18年度においては上太田からの搬出はございませんでした。搬出はしておりません。

以上でございます。

また、歳入のお尋ねでございましたが、保育所の町外における保育園が非常に多いと、こういったことで、できたら町内で受け入れすべきではないかと考えを聞かせてほしいというお尋ねだったと思いますが、これは、嶋澤議員さんの方も言われましたように、多分に親御さんの勤務の関係、またそのおじいちゃん、おばあちゃんの住所地の関係がございまして、こういった現状でございます。何も私どもの方で全くお手上げの状態で町外へという問題でもございませんので、ご理解をいただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、歳出の52ページの米生産調整推進費の中の生産組織育成助成金のことでございます。これ120万円、これにつきましては、集落営農としまして2自治会に40万円掛ける2ということで助成しております。

もう一点、ブロックローテーション、これは減反でございますけども、ブロックローテーションということで2自治会に20万円掛ける2という形でさせていただいております。

集落営農といいますのは、やはり全体で、全体といいますか、自治会の中で2つ以上の主とした農作業をやるということで、団体でやるといったふうな中身でございます。

ブロックローテーションにつきましては、減反の区域を各年度ごとに回して行って、団

体といいますか、団地といいますか、大きな区域の中で減反していくといったようなことからこういう形で助成をいたしております。

もう一点、学童農園推進補助金でございますけども、これは石海小学校と二葉保育園につきまして学童、児童が作物をつくるということで、それに対しましての補助金でございます。

それと、たいし花と緑の補助金、これにつきましては、今お話しされてましたプランターといいますか、花の育成が悪かったという話でございますけども、これにつきましては、以前といいますか、お話を聞いた中で、今後はやはりそういう内容につきましては、花と緑の会自体が検討するといったふうなことを聞いております。作業につきましては、いろいろとやっているわけではございますが。

先にもう一点、歳入の方の屋外広告物許可手数料63万6,500円、これにつきましては、たしか36件だったと思いますけども、これにつきます手数料でございます。ですから、それとシールにつきましても現在その申請された方に手渡してるといったことでございます。これにつきましては、金曜日の総括の清原議員の中でも話が出ておりましたので、一応その件数等、その資料につきまして提出するべく準備いたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、25ページの嘱託事務委託料でございますが、これにつきましては、町の広報等の配布物の月2回の依頼をさせていただいております委託料でございます。69自治会プラス2名の方ということでございます。

それと、同じく25ページの文書配布業務委託料でございますが、これは以前は太子町役場に専用の職員がございました。その職員が退職してから以後郵送でやっておりましたが、郵送料の方が高いだろうということでシルバーの方に委託しまして、役場の役職員関係の方についてののみ週2回配布をしていただ

いております。

それと、ページ5 ページの不納欠損ですが、不納欠損につきましては、3つの不納欠損の要素というのがございます。

まず、その地方税法15条の規定によります滞納処分することができる財産がないときの滞納処分の要件、これにつきましては、破産、相続放棄、会社の倒産、それとか生活保護、外国人の出国といったものに対しまして、もう取れないだろうということの意味でございます。

次に、地方税法15条の7の同じ3号には、所在が分からないとか、財産の調査を行ったが、なかなか財産がないといったものの規定がまずございます。それと、今5年間の徴収権を行使しないことにより消滅時効が成立するといったことの3つの種類分けがございます。その中で、まず町民税につきましては、相続放棄と会社倒産、そういった形の徴収ができないもの、これが件数で8件でございます。それと、財産調査をしたが、なかなか確認がとれないと、転居先も不明であるということの部分が22件でございます。それと、時効消滅といった形のものが20件、合わせて505万9,322円ということでございます。

固定資産税の方につきましても同じ要素で、まず相続放棄、倒産、生活保護の関するものが14件でございます。それと、財産調査した結果、ない、それとか居所不明といった形のものが2件でございます。それと、時効消滅としての部分が30件ということで、合わせて96件でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 申しわけありません。1点説明が漏れておりました。

前処理場事業特別会計繰出金、これにつきまして抜本的なといいますのは、やはりこれまでの経緯、経過を考えますと非常に難しいんじゃないかといったようなことから、以前もお話しさせていただいてるというふうには思うんですが、やはりいかに処理過程を短く

できたら若干薄める程度だけで公共下水流せないかということの問題がございまして、これにつきましては、またやはり県の方の考え等もございまして、その辺につきましては、いろいろと協議しながらやっていきたいというふうには考えております。

それと、たいし花と緑の会という会があるわけなんでございますけども、これにつきましては、大体毎月1回講習会とかいろいろ葉牡丹の苗つけとか、育成とかということをやっている団体でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9 番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 いろいろとお尋ねしたから、私もまた再度、今の花と緑の会、僕の尋ねてるのは、花と緑の会というのを勉強してるといふような活動をしたら承知してます。ただ、二百何十万円も使うて、今葉牡丹言うたったでしょう。去年の葉牡丹なんてあんなごみですよ。それを地域に配るといふこと、こんなですよ。それは何ぼたって100円に近いでしょう。だから、その使い方がおかしいん違うかということやねん。去年の葉牡丹なんか小まい、小まいのをね、それを高い値段で、それからこないだのマリーゴールドか、あんなでもごみ並みですよ。だから、そういうことを担当課の花と緑の会に係る担当者おるでしょう。担当者がそんなん見とるんですかということで、現状を、補助金だけ出したらええっちなもんじやないですよと。町民の方、いろんな人に聞いてみな。あんなならわしもっと安うて請け負うてもっとええもんつくってあげるといふ人おってですよ、現におってんですから。その無駄な金をただある、まあまあそれ以上言ったらあれやけど、大体僕らも調査もしますけれど、やはりもっと有効な使い方があるでしょうということやねん。ただ補助金だけ出してやね、実際そんなにお金ももたないですよということ。だから、その使い方

について十分担当者は自信を持ってこのお金を使いましたと言えるんですかということ言いたいんです。もう不満だらけですよ、花と緑は。

それから、資源ごみ、部長おっしゃったとおり、有効にリサイクルというんか、廃品回収活動がなされてると思いますが、ただ小学校の子供会等が廃品回収を年2回か、1回かな、してるけれど、余り積極的じゃないですよ。あれ学校へ持っていかなならんでしょ、あの廃品回収した回収補助金というんか、学校へ持っていかなならんでしょ。もう回収せんと、皆で割り算してお金集めて持っていこかという団体も増えております、と思う反面、自治会単位で廃品回収して、有効な使い方、収入源にしておられる自治会もあります。だから、もう一度中身を精査する必要はあると思います。

それから、広報のあれ、25ページの嘱託事務というのは1,500万円も広報に使うとってんですか配り賃、これはちょっと見直す必要ありますよ。それから、文書が120万円ということは1カ月10万円の方をお願いしてるというふうに判断するわけですが、そんなに1カ月10万円払うほど文書配るもんあるんですか。すごいね、そやけど。10万円というたら相当や。1日100通配っても3,000通です。新聞配達して月10万円もらうというのは大変な作業ですよ。だから、それだけ有効に使うとられるんですかということ、もう一遍嘱託事務というのは、これはええですわ、もうそれは分かりましたから。だけど、文書配達、自信を持って120万円のお金は有効に使ってますと言えますか、再度お尋ねします。

それから、野外広告については、また後資料で確認させていただきます。

だから、今もう一度尋ねた、それでも一つ。

前処理場の件ですが、本当に部長のおっしゃるとおり、そのいろいろと分かるんです。だけど、もう抜本的に見直す時期が来ていると思うんです。それをまじめに真剣に取り組

んでもらうことによって1億円何ぼも、今年で1年でそれだけが実際そな言いよう間にお役所仕事と言われんように、二、三年ほっとたって3億円消えるでしょう。だから、もう一日でも早く前向きな姿勢で取り組まれることを要望しておきます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 文書配布の委託料でございますが、現在シルバーの方に来ていただいて、週2回ですが、配達のその調査を一応うちの方もしております。1通当たりのその重量につきましては、時間も要ることですので、金額的な重量による郵送料というものは一つ一つをはかっておりませんが、1年間で現在1万1,183通のものを18年度におきましては配達というんですか、各役職の方に配達をしていただいております。ただ、ほとんどがA4に近いような封筒の大きさですから、当然それを郵送料に換算すれば、120円から150円ぐらいのものが平均的な郵送代金になるということでございます。したがって、今一月週8回ですから、1万2,500円、1回だけなら1万2,500円の単価で月8回、それを12カ月で120万円ということでございます、1通当たりが107円、平均的には107円ぐらいの単価で今は済んでいるということでございます。したがって、内容物の大きなものであれば150円以上のものがかかりますので、単価的にはもっと大きくなるだろうといった考えでシルバーをお願いしてるということでございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 花と緑の補助金の件でございますけども、収支決算とか活動状況につきましては、決算特別委員会の方に提出予定でございますので、それを見ていただいたらいいと思いますけども、基本的には苗を買ってきてまして、それを育てていくと、それでもって無償でもって各おうちに配る、そういった活動でございますので、やはりそういう作業をするのもその花と緑の会の

中の活動でございますので、その辺も十分考えた中で今後花と緑の会が検討していくといったことでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 資源ごみの集団回収について、再度嶋澤議員さんから情報を教えていただいたという形になるんですが、この奨励そのものにつきましては、本当に目的もはっきりしておりまして、行政といたしましても本当に推進、奨励をしたいという項目でございます。そういったところが団体に見受けられるというご指摘でございますが、やはりこれについてはこの目的に沿ってやはり奨励をするべきという考えであります。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

11番熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 1点だけ、指数関係についてお伺いしたいと思います。

この18年度の公債費率というのは14.1%になっておりますが、過去3カ年と比較してみますと、過去は15.1、15.1、15.2とほぼ横ばいでしたが、今年度から1%減少しているという結果になっておりますが、こういう主な要因はということかということ、こういう結果でいきますと、まだ先の話ですけど、来年度はどういうふうな推移が見込まれるのかというのが1点。

それから、先日ちょっと新聞に載ってございましたけども、今度実質公債費率、これは16.8%というふうに神戸新聞載ってございました。危険区域が18%ということですから、これもそんなに問題ないと思うんですが、この公債費率との差は恐らく下水道事業が影響していると思うんですが、下水道事業もほぼ一段落したような経過で、これについても今後どのような推移が予想されるのか。

それから、関連して財政力指数、これも昨

年度に比べまして0.72ということで、0.03アップしてますが、これについてもちょっとまだ早いんですが、この19年度予算に対しまして今の推移でいきますとどうということが予想されるのか、この3点についてお伺いします。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） まず最初に、公債費率の関係で申し上げます。

公債費率は、町債の元利償還金の一般財源としての必要な額が普通交付税の算定で求められます町税や普通交付税、臨財債の合計に占める割合でございますが、これは一般会計の分は徐々に償還額が減っておりますので、多少は下がってくるということでございます。

それから、実質公債費率でございますが、3カ年平均で18年度は16.8の数字がせんだつても新聞報道でありました。この点につきましては、下水道の実質公債費率でございますんで、特会の方も含んでまいりますんで、その辺の下水道の償還金の増などが考えられるということが一番大きな要因かなというふうに思っております。

それからあと、財政力指数でございますが、これは臨時財政対策債などへの振りかえの分が基準財政需要額、そっちの方振りかえなどによって基準財政需要額が減少しておりますので、指数の方は多少は好転するようになっております。

ただ、難しいところは、いろんな財政指標がございますんで、これ1点でこう、これ1点でこうというのはなかなか判断が難しいところでございますけども、ただ財政課としましては、いずれの指数が悪くなっても皆さんにご心配を与えることになりまして、その辺は今後新しい地方債の発行、新発債などについては事業課とよく相談をして、本当にその事業に必要な地方債なのかどうかということを確認していく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

11番熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 ちょっと1点だけ、再度確認したいんですが、その公債費率、この15.2が14.1になったこの理由というのはちょっと分かりにくかったんですが、これについて再度説明を求めます。主な理由です。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） ちょっとそこまで手許に資料を持ち合わせておりませんので、委員会で答弁してよろしいでございますか。

（熊谷直行議員「はい」の声あり）

済いません、よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

13番村田興亞議員。

○村田興亞議員 まず、一般会計の全般についてですけど、今回この決算に対して代表監査委員の方から決算の審査意見が出ております。それに対して、もしこれに対する町長、審査意見に対する所見をこの決算の中でちょっと伺いたいわけです。

それと、その中で特に町税の収入というのは当然収入の大半を占め、前年度でも44.31とかということで、その町税の収入によって、例えば自主財源ですから、収入総額の43.71というふうに占めてるわけですけど、これに対していろいろと監査委員からの指摘もございます。この中で、要するに財源確保としての町税あるいはそういう税收に対して大口滞納者に対する対応について例月出納検査等でも指摘したが、この中には悪質と思われる滞納もあると、こういうことのやっぱり公平原則の負担の見地で徴収に努めねばならないと思うんですけど、それがひいては不納欠損ということになるわけですけど、その辺についての一つの考え方、それからもう一点は、自主財源の確保に通ずるということで、税收のアップについては今年度についても収税管理室等あるいは県からも来られていろいろ実施したということはお聞きしており

ますけど、なおいろんな面でそういう町税税收のアップを図らなければならないと思うんですけど、その辺の考え方について、この監査意見に対する全般の所見をひとつお願いしたいと思います。

それからまず、それにも関連してくると思うんですけど、これは各部長のところでもいいと思うんですけど、細かいことは決算委員会の中でしてもらったらいんですけど、先ほどもちょっと質疑もありましたけど、不納欠損の問題等も出ておりました。その中で参考資料というか、中でも出て詳しく金額は明示されてるわけですけど、まず収入未済額、これが町税とか、あるいは先ほど言いました固定資産税とかで不納欠損との関連も出てくるわけですけど、その辺について具体的になぜこの収入未済額が、大きい金額もここでこれを比較してみると出てるわけですけど、最終的には4億1,893万9,473円ですか、こういう形のが総額出ております。その中では町民税あるいは固定資産税というようなことでも出ておりますけど、その辺の要因とそこに至った一つの結果、これをひとつ教えていただきたいなと思います。

それからもう一点は、歳出の方で出ております不用額でございますけど、各款ごと、各部でいいんですけど、特に大きな要因、そういうものについて本当に不用額というのはこれが出てるのが妥当であるかどうか、例えば十分達成したけど節約によって出たのか、あるいは全然予期しなかったことがあって出たのか、そういうものがあるいは過大の見積もりであったのかと、こういうことのやっぱり一つの精査も必要であろうと思うんです。その辺について本来なら不用額についての一定の金額以上について、やっぱり具体的にちょっと説明がなければならないと思うんですけど、大きな金額で特に各款ごとでも結構ですけど、自分が思い当たる分で特にあればそれを説明していただきたいなというのと。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 決算監査の意見書についてのご質問でございました。大きく分析いたしますと、税の歳入の確保、それから行革、健全財政、この3点に分けられるんじゃないかと、このように思うところでございます。

先ほど来総括質疑等々でも申し上げておりますように、やはり税の平等性等々の関係で歳入の確保、これは努めなければなりません。それで、ましてこうして自主財源という分野では絶対に収入増に取り組まなければいけないというところでこれからも努めていくことは、先ほど来申し上げておりますように、その取り組みを強化していきたい、このように考えるところでございます。

行革につきましても、その内容的には、先ほど来の総括質疑でも申し上げておりますように、それぞれの分野で改善できる点も十二分に精査しながら改革に取り組み、町全体でもそういうところ、長期によるものと短期でできるものを最終年度19年の本年度が最終年でございます。十分に精査して取り組んでいきたいと。

それから、健全財政の堅持でございますが、これはもう当然のことでございます。やはり歳入はできるだけ多く増やしていき、歳出は極力抑えていくと、その中で住民サービスにマイナスが起きないように十分配慮した中での行政執行しなければならないと、このように考えております。大体この中でのご指摘はそういうところではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、不用額の妥当性がどうかということでございますが、それにつきましては決算特別委員会の方に資料要求が出ておりますので、各課50万円以上の金額につきましてはその理由を書いた資料を添付させていただいておりますので、それでかえていただきたいと思います。

それと、収入未済の対策でございますが、

これは税の徴収に当たりましては、もうとにかく現年度分の収納を重視した新たな滞納繰り越しは発生しないということが大前提でやっております、18年度につきましては、差し押さえを17件、参加差し押さえを2件、計19件の滞納処分の実施をいたしております。悪質な滞納者につきましては財産調査を行い、積極的な滞納処分を実施しております。

今後、今年につきましては、県からのそういう滞納の回収チームが来られまして、職員もその中で実地の現場での訓練を受けておりますので、そういったものを強力に今後は押し進めていきたいと考えております。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

13番村田興亞議員。

○村田興亞議員 じゃあ、今総務部長が答えられたように、決算委員会にその分については資料が出るということでぜひそれをまた出していきたいと思います。

それと、今の町税税収の関係につきまして、県の方から収税、税納の指導も受けてやったということですけど、ただ我々としては帰られた後はもっとそれがきちっとやっぱり整理されて強力な大口滞納あるいは悪質な滞納についてもそういうことをできる体制をしなければ、指導者があったときは当然そういう指導方法、いろんなことは聞かれたと思うんですけど、それを実施にまた現地にそういう滞納者のところへも行ってやられたと思うんですけど、今後の指導継続が私は非常に大切だと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この滞納問題、3カ月ですべてのマニュアルといいますか、ノウハウが吸収できるかと、そんな甘いもんじゃないと私も存じ上げております。しかしながら、反面地道にそうした面、取り組んでいくことが大事なことであろうと。

それからもう一点は、その分析です。なぜそういう、そこに至ってるかという経緯、経

過、そうしたものも必要であるというようなことを今県の整理員の方からもお聞きいたしております。そうした中、やはりまだ2名の若い職員もおりますので、そうしたところ十分精査し、また解決と申しますか、行き着かない未熟な点は再度また県の徴収員等々との連絡を密にして指導を受けていきたいと、このように考えておりますので、そうしたところは十二分に私自身も配慮していきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分。

（休憩 午後3時02分）

（再開 午後3時15分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（香田大然） 申しわけございません。先ほど熊谷議員さんからご指摘のありました公債費比率が14.1%に下がった理由ですが、申し上げます。

公債費率は標準財政規模分の公債費に充当された一般財源になるわけでございますけれども、今年度は前年度に比べて分母である公債費が3,368万円減少したこと、それと分母の標準財政規模が7,986万円増加したことから比率は14.1と大幅に減少いたしました。申しわけございませんでした。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9 番 嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 1点は聞き忘れておりまして再度お尋ねしますが、25ページ、通信運搬費254万2,000円とありますが、何を通信を運搬されたんでしょうか。それが1点と、それから先ほどからお尋ねしてるその下の囑託事務委託料、これの支出の根拠等を決算委員会に出しておいてください。

それから、花と緑の会ですね、僕が尋ねるのは、もっと見直す必要があるんじゃない

かということっておりますんで、その担当者とよく検討して、今町民の方からの不平不満が本当にたくさん出てます。それについて親方日の丸の補助金だけ出しといたらええという考え方は捨ててください。

それから、トライやる・ウィーク、これ非常に今、教育長の答弁もありましたけれど、中学生について非常に効果があるということで、それは十分私の方も理解しておりますが、ただ最近というたらおかしいんですけど、神戸新聞等で神戸地区というんか、神戸市の方で非常にその効果があるというようなニュースが出ております。この太子町については兵庫県下でもいち早く取り組んだと思うんですが、それなりの成果を上がってるということはそれなりの担当の先生等の努力のたまものだと思いますが、その点について自信を持って、教育長、お答えできると思いますんで、再度。

それと、その担当の先生のご苦勞をやはりねぎらう必要があると思うんで、その点についてもお願いしておきます。

それから、それぐらいですね。その点お願いします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 25ページの通信運搬費254万2,308円ですが、これは通常の役場から発送する文書でございます、その内訳としましては切手とか後納郵便料、宅急便等の役務費でございます。役場の場合はそういった郵便局を利用する部分と町の役職者関係の方につきましてはシルバー人材の方からの派遣によるその120万円の分と合わせました分でもって郵送してるということでございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの花と緑の会への見直しという件でございますけども、これにつきましては担当者によく言いまして、花と緑の会の役員会もしくは会長さんにその旨は申し入れがあるということで伝えて、協議していただきます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今の件ですけど、本当におっしゃるように認めていただいてありがとうございます。

今の子供が家でも手伝いをするとか働くということがほとんどそういう習慣がありません。そういう子供たちにこういう体験をさせていただいてる事業所71の皆さんに感謝したいと思います。

それから、第1希望から第3希望まで子供に書かせます。第1希望に当たった子は非常に成果がたくさん上がっております。ただ、第3希望になった子を納得さすのが先生の仕事なんで、そこら辺のご苦労もありますんで、今後トライやる・ウィーク推進会議でその辺も含めてより検討していきたいと思います。

以上、私の方、以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 ちょっと4年ぶりに見よった浦島太郎みたいなのがあって、かなり変わってますね。おうおう、こういうぐあいに改善されとんやなということも確かに予算上で多々あります。やっぱりかなり間隔をあけてみるといろいろ違った面が見えてくるもんやなと思いますので、ちょっととんちんかなな質問にひょっとしたらなるかも分かりませんので、ちょっとその辺はお許し願いたいと思います。

それで、ページを言いますんで、答弁もページでお答え願いたいと思います。そやないと、ぼんと言われたらどこかいな思うてちょっと時間探すのにかかりますんで、ページで私は質問しますんで、ページでお答えいただきたいと思います。

まず、20ページをお願いします。下の方の雑入でございます。複写機使用料及び地図売払収入ですけれども、複写機使用料は一応分かるわけなんです。地図売り払いというのが

平成十何年になるのかな、四、五年前の決算書とちょっと開きがあるんで、急にここへ来て増えたかなというのもありますんで、この複写機使用料と地図売り払いが実際どういうふうになっておるんやと、ほとんどが複写機使用料で地図売り払いというのは少ないもんなのか、その辺どう、別にそれぞれでお答えいただきたいと思います。

それから、ちょっと公衆電話の取扱手数料2万円なんですけれども、これはほかのどこでは端数が出とんなんですけれども、取扱手数料にはなっていないんですね。これどういうふうに違っとるのか説明をいただけたらと思います。

それから、21ページですけれども、一番下のそれも一番最後ですけども、都市間交流物産等収入6万7,200円というて、収入見てあるんですけれども、これのために町が支出はしておりませんか。してありましたら、幾らですか。

それから、その下の農業新聞購読個人負担金1万4,400円というのは、個人負担金とはどういう意味なのか私よく分かりませんので、説明をいただきたいと思います。

それから続きまして、22ページをお願いします。真ん中辺の太子町史売り払い5万6,250円、これはもう当初どれぐらいつくて、町史を、それから今何ぼ残っとんやと、ほいで売れたのは何ぼやと。収支、その辺のバランスをちょっと出してほしいんです。多分あちこち謹呈というか、寄附というか、そういうことをした分もあるんやないかと思います。それも合わせてどれぐらいだという、細かいことはよろしいから、何冊やというような格好で説明をしていただきたいと思います。

続きまして、25ページですけれども、ここでちょっと探して分からんのですけども、町長の公用車というのはどこに出とんかなあというのはちょっと分からんのですけど、分かりませんから、苦し紛れに下の使用料のその有料道路通行料のところでこんな変なところで聞

くんですけれども、予算どないなっとんかなというのと、どれぐらい年間、人件費も含めて使っとるのか。といいますのは、図書館の移動図書館、これが経費削減ということで廃止になっておりますので、私も総括の中で申し上げたと思うんですけれども、町長の車と、私はタクシーで十分やと思うんです。借り上げた場合には、ほかの統計によると大体3分の1やという借り上げの場合と、それから自分とこで持った場合には3分の1ぐらいやというのがいろんな書物には出ております、実際には分かりませんが。私も少なくとも半分以下やないかと思っておるんです。その辺をやっぱり移動図書館を削ってでも町長の公用車というのが必要かどうかということについてお尋ねをいたします。

それから、その上の昇任資格試験作成業務委託料15万7,500円、これですけれども、私は職員の昇任試験じゃないかと思うんですけれども、こんなん何で外へ出すんかなと。自分とこの人事を決めるには何で業務を委託するんやと、業務委託されたら困ると思うんやけど、分らないでな、中身は。だから、これは自分らで勉強してやりゃええ話やないかと思うんですけれども、外へ出す、委託するっていうような、私はどうも合点いかないん。会社ではちょっと考えられんことです。ほんで、参考文献を買うというのは分かりますよ、いろんな参考文献。だけど、業務そのものを委託してしまうっちゃうのは、これはちょっとどう考えても私はおかしいと思うんです。

それともう一点、加点方式をとったんですか、減点方式をとったんですか。それもあわせて説明をお願いいたします。

25ページはほかの方が聞かれておりますので、私は省略いたします。

それから、26ページだけではないんですけれども、各負担金とか結構あるでしょ。わずかな金額が3万円とか何千円とかというのがざあっとあるんですけれども、本当にこのこういう負担金が必要なのかどうかということ

とここがどんな仕事をしてるかということと、それからこの連絡先、例えば電話番号でもええしインターネットでもよろしいからできたら明らかに、今急にやなしにいつでもよろしいですからこれ全部一つにまとめてパソコンにでも入れといてもらたら、我々調査するときに一々出向いて行かいてもネットでホームページ見るとかそういうことで調査がしやすいんで、そういう整備をしておいていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。やっていただけますかどうかお答えをいただきたいと思います。

それから、飛びますわ。それから、36ページお願いいたします。下から、18の備品購入費のところ緊急通報装置購入費、これをどう使うのか。これ決算やから入れとんですわ。今年ももうはやかなりたっとなすけど、どういうふうに使ってどういうシステムになっとんかということについて説明をいただきたいと思います。

それから、37ページ、老人クラブ連合会補助金ですけれども、これ丸尾部長やったかな、ひょっとしてきのう、知っとってかな、お葬式がありまして、で老人会の旗を役場へ取りに行ったら、老人会入ってないからあかんということで旗を渡してもらえなんだと。したがって、弔辞も読めないということで、そんなことないということでその自治会の老人会長が帳簿を調べて、確かに納付しとるということで役場へ来られたそうですね。役場とその間いろいろやりとりがあったらしいんですけれども、役場が出した帳面は平成17年やったということなんですよ。そういう大事な問い合わせのときに17年の名簿を持ち出してって入っとるとか入ってないとかというような、そんな変な話を私はするのはおかしいし、たまたまその老人クラブの会長という方がかなりしっかりされた方で、きちっとされとったから対応はできたと思うんですけれども、帳面はどないなっとんかなと、帳簿というのか。何でその名簿が平成17年の名簿が出てくるんか僕はよう分からんのやけど

も、その辺の説明をいただきたいと思います。で、そのときに何か2,000円香典をお渡しするとかなんとかという、何かそういう話があるそうですけれども、それはそれで、だから老人会入ってなかったらそれももらわれへんのやと非常に憤慨をされて私のところへ電話をしてきてこられたんですけれども、たまたまきょうこういう機会がありますのでお尋ねしますので、あわせて答弁をお願いいたします。

それから、かなり飛びます。49ページですけれども、これも下から委託料、上太田瓦礫処分管理委託料471万2,400円、これ恐らく森興業に払っとる金やと思うんですけども、先ほど搬出はないと。搬入はおっしゃったんですけれども、あそこたしかはかりないと思うんやけども、どないしてトン数が出てきよんかちょっと不思議なんですけど、どないしてはかりよんですか、それをお答えいただきたいと思います。たしかあそこははかりないと思ったんですけどね。この間私が上太田、あそこの瓦れき処分で日曜日の日であったすかな、ダンプに石とか瓦れきとかいっぱい捨てよったんで、泥を捨てよったんでおかしいな思うて、ほいでそれどこのごみやというようなこと言うたときに、確かにあそこにはなかったと思います。ほんで、後で森興業の社長がそこへ役場まで来られて、何ぐずぐず言いよんやと、わしゃあ町から委託受けて仕事しよんやと、そんなぐずぐず言われることないんやというてえらいけんまくで怒りよったけども、何でもどこへでも文句があるんやったら出ていくでというておっしゃったんで、例えばごみの委託費、ここではちょっと見えんようになっとなんですけども、だけども僕はあないおっしゃっとるんやったら森興業の決算書と資産書と損益計算書ぐらい出してくてんかなと期待しとんですけど、また決算委員の方、せっかくああいうふうに社長がおっしゃったんですから、それぐらいな資料を出して一遍ごみの問題については私は中身を審査していただきたいなと思っております。

ます。

次が、52ページお願いします。

これも下の方の県営福井大池公園整備事業負担金605万2,000円ですけれども、これはこの前も総括の中で言いましたけれども、こんなもんは絶対出すべき金でないのに出しとるわけや。何で出すんやと。ほんまに何遍も言うけど、一遍あそこへ行って、あれが、あの橋、通学路になっとるか。ほいで、避難通路になっとるか。一遍見てよ。どう考えたてあんなもんはほんまに、金使うためにどないして使おなと、ほんなら橋でもつけんかいと、こんな話しかならんもんやないかい、どない考えたて。あれに2,000万円や。ほいで、泥さらいに8,000万円、いや、もう少し少ないけどね、設計費も負担しとるさかいに。だけど、少なくとも1億円出とんや。何で姫路市のために太子町がそんな金を使わなにかんのやといまだに私は分かんのですわ。この支出については、私はこらこのとおりやから説明もいただいたてどうしようもないんやけども、しかし使わん金を、使ってはならない私は町民の、太子町の税金やと思っております。だから、これは明らかに使い方を間違ったか、もしくは無駄遣いと私はこう決めつけております。ほんで、これは別のときにまたやります。だけど、そのコメントはいただきたい。

53ページお願いします。花と緑については私、今、嶋澤議員がおっしゃったので余り私自身はなんですけれども、これが90円ですわ。この苗90円。アグロへ行ったら60円か65円出てますわ。これ広坂でもろて、取りに來い言うから行ってもろてきて植えた苗ですわ。これ皆怒ったんや、何やと。植えたくない言うたんですよ。というのは、余り育たんから、こんな苗では、同じ手間暇かけて植えるんなら育つ苗持ってこいと、くれと。そうでなかったら、こんな苗やったらくれなと。くれるから、なまじっか手間暇かけて植えんなんとえろう怒られまして、どないしとんねやというて。町会議員はどこを見とんじ

ゃというて怒られて、ほいで私、写真撮っという言よんですけれども、90円ですわな、仕入れがね。ほいで、花と緑に聞いたら、今年からは少し考え方を変えるというような担当は言っていましたけれども、部長のところまで届いておらんということはちょっとそれも怪しなっていましたんで、部長、しっかりしてその辺は押さえといてくださいよ。

それともう一点、下の方の負担金のところですけれども、兵庫県皮革産業協同組合連合会分担金58万円、これ何社の分ですか。その上にここにも負担金とかいろいろあるんですけれども、ちょっと連合会に対する太子町の規模からいうと負担金大きいん違うかなと思うんですけれども、これの、太子町だけやしにこの全体の、兵庫県の連合会の予算の中で太子町の負担金がどうなっとんだということが分かれば説明をいただきたいと思います。

それから、57ページですけれども、例によっての前処理場の繰出金ですけれども、これは先ほど出しましたのでやめときます。

それから、太子山と斑鳩寺公園の借地料というのは560万円。これ前はたしかもっとあったと思うんですけれども違いますかなあ、私の思い違いですか。ほいで、面積が減ったのか。10年ほど前はもっと多かったと思うんですけれども、いや、その借地の面積が減って金額が減ったとおっしゃるんか、ちょっと私の思い違いではないと思いますんですけど説明を求めます。

それから、58ページの網干駅の区画整理ですけれども978万円、大方1,000万円のお金が出とんですけれども、今まで一体累計で幾ら出とんですかと、この区画整理が始まってから。お尋ねをしますと、一体幾らなのかということ。

それから、60ページの消火栓の維持管理負担金ですけれども、これこの負担金のことよりもむしろ消火栓の、前に雪国へ行くと道路の横に消火栓立っとなすね、雪国だけやしに都会行ってもありますけれど。ほいで、

太子町の場合は全部道路にいけ込んであるわけです。あれは、車が通ると音がするし時々壊れるからできるだけ、ほいで初期消火にも遅れるし、横へ立てたらどうやという話を前にしたことあるんですけれども、いや、太子町はそんな対応をしてないからできませんという説明やったと思うんですけれども、きょうはなぜできないかという説明をお聞きしたいと思います。

ほんで、同じページの一番下の兵庫県消防防災ヘリコプター、これが91万円の負担なんですけれども、これどういうことでどういうふうにして、今まで太子町はどういう出動というか、何かこれを利用したんかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、64ページお願いいたします。一番上の備品購入費421万2,000円、この備品管理できてますか。私が以前、4年も5年も前になるんですけれども学校の映写機がごみ捨て場へ出てましたので、見たら何々小学校という書いてあったので一体どういうこっちゃと言ったら、昔の8ミリ映写機やって、もう使わんから捨てたんやと。捨てたんはええんやけども、備品の台帳はどないなってますかということをお聞きしたら、かなり備品台帳がずさんというかちょっとそういう気がするんです。ほんで、カメラもかなりいいカメラを役場は買うとんですけれど、今は間違いなしにあれ買うたやつありますか。私、二十何年前のカメラまだ使うとんですけれども、かなり買ってますよ、予算ずうっと洗い出したら。そういうなん台帳にきちっとあるかどうか説明を求めたいと思います。

それから、一番下、報酬。学校医・学校歯科医・学校薬剤師報酬289万7,380円ですけれども、これの内訳明細の説明をお願いいたします。

歳出はこれぐらいでございます。

次、歳入に入ります。

5ページお願いいたします。真ん中の固定資産税でございます。先ほど当初分の固定資産税の金額が言われたわけなんですけれども、建

物と償却資産についてはなかなか説明難しいと思いますんで、一番分かりやすい土地、これ平米幾らで課税しとんですか。それだけお尋ねいたします、償却資産と建物はちょっと今ここでやるというのは難しいと思いますんで。

それから、10ページをお願いします。私、総括質疑の中で、できるだけ収入というんか入る金はやっぱり多い方がええから漏れなく集めて、ほいで出る方は無駄遣いをやめるとというのが財政上一番の基本やと思いましたので、無駄なく間違いなしにいただけるものは全部いただいてますかという質問をしたらそうですとおっしゃいましたけれども、この道路占用料の1,900万円、これ昭和60年にちょっと見てみたんですよ、61年ですか、1,500万円なんですよ。ほな、20年間に400万円しか増えてへんのですわ。ちょっと考えられんやけど。というのは、あれからやったら光の何が増えとるね、いろんなもんがいっぱい増えたはずですわ。減るということ絶対ないと思うんやけど。それからいうと、わずかにこれぐらいな金額しか増えへんのかなあと。一遍計算方法を、多分今でも7円、当時7円やったと思うんですけれども、今でもメーター7円で計算しとんと違うんかと思うんやけども、関電は大体3本通つとんやけども、あれを3本でメーター7円として勘定しよるのか、そうすると電話線は1本やから3分の1で徴収しよんか、そないなってくると金額がよう分らんので、条例ではどういうふうになってどういうふうに徴収しよんかという説明をしていただきたいと思います。どうも金額の増えが20年間に400万円というのはどうしても納得できんです。納得のいく説明をいただきたいと思います。ちなみに申し添えますけど、姫路市はメーター20円ですね。そうですね、30メーターが600円。姫路の計算は30メーターが600円だからメーターが20円になるんですか、姫路市と同じとは言いませんけれども、その辺もちょっとできたら見直す必要があるんじゃないかなと思います

す。

次に、11ページの、今、嶋澤議員が屋外広告物許可手数料、これ手数料ですね、これ絶対少ないですよ、言うときますけども。私、ちょっと調査しましてん。漏れとんちゃうか、大分。こんなこと絶対ないわ。電柱にあるあの看板1枚300円やでな、あんなもん抜けてもうとんちゃう。電柱の途中にこんな、たかが40センチの七、八十センチの看板が1枚であれ300円やもんね。だから、ああいうのずっとこの間積算しよったんやけども、途中でしんどうなってやめたけども、ああ、これはこんな金額ではないなと思うたんやけども、間違いはないですか。この間、私の質問に精査をしたとおっしゃつとんやから、間違いはないかというような失礼な質問はしたらいかんのか分かりませんけども、これもちょっと私はどうかと。

それから、18ページお願いします。下から2番目の財産貸付収入のところ旧環境センター用地貸付料51万6,000円。これもちょっとは以前となら金額上がったんやけども、全然使う広さは広いですわな。前は車庫だけやったやろ、パッカー車の。それからいうと、面積がほら倍や3倍できかんわな、今、森興業へ貸しとんの。で、金額はこの程度なんやけども、その辺の説明をいただきたいんと、それから環境センターのところにPCBの入ったトランス、これ環境センターだけやないんですけれども、太子町の施設でPCBがあるからということで全部変えた、トランスを。今どこにどういうふうにして管理あって、台帳どないなってますか。説明求めます。あれは絶対管理しとかにやいかんもんやから、毒性の強いもんやから。

あわせて、その環境センターの跡のダイオキシン。何かオーケーやったという話なんですけれども、あの沿道の中とかあんなともはかられたと思うんですけども、あの中も間違いなしに大丈夫やったかどうかということをお尋ねします。あれ、今は30万円以下で検査してくれますんで。

以上です。よろしくお願いします。

- 議長（北川嘉明） 総務部長。
- 総務部長（佐々木正人） まず、歳出の方の20ページでございますが、複写機使用料と地図売払収入ということでございますが、18万4,320円合計でこう出ておりますが、複写機使用料の方が内訳としましては3万9,020円でございます。件数にしまして455件ということでございます。

地図売払収入につきましては、160件で14万5,300円ということで、これは太子町内の用途地域図、白図等の販売収入でございます。

それと、公衆電話取扱手数料ですが、公衆電話取扱手数料は今、太子町の町内施設におきましては8台全部で設置されております。その公衆電話の設置に係りましては、手数料として月1台当たり105円が支払われることになっております。そして、その12カ月の8台ということで、その中でこの公衆電話の場合のお金はN T Tの方が自動的に金額を持って帰るんですが、太子町の場合は1つのN T Tとの中で公衆電話代の通帳をつくっておりまして、各それぞれ設置してるところから総務課の方に持ってきてまして、その通帳の中にお金を、使用料を入れると、入金すると。そして、その入金した中からN T Tが手数料とその料金の差額というんですか、単価設定があるんですが、その分を残してその口座からN T Tが自動引き落としをされます。そして、その残りについて端数はあるんですが千円単位、万円単位か千円単位で切りのいいところでその通帳から雑入として総務課の方が毎年入れてるということでございます。端数につきましては、その通帳にまだ残ってるという形でございます。

それと、25ページの町長公用車の件でございますが、これにつきましては正式な、金額的に公用車だけにかかる費用といったものは整理しておりませんが、燃料費、保険代、そういったもろもろの費用は年間に維持管理として41万8,000円かかっております。そこに

実際出張されたときに高速料金がプラスされる、それと職員の人件費がプラスされるということでございます。ガソリン代につきましては41万8,000円の中に含まれております。

それと、昇任資格試験作成業務委託料、これも同じ25ページでございますが、昇任資格試験問題作成採点委託料ということでございますが、15万7,500円。これは、太子町の入庁されてから係長の資格試験を受ける方に対する試験を実施いたしております。その問題といいますが、設問試験と論文試験という2点でもって能力を確認するということでございます。ただ、職員で問題をつくることは可能ではありますが、ただやはり試験の問題は各分野から厳選して公平な問題となるような作り方が必要でありますので、そのためには専門的なその知識のある方によってつくっていただくという形をとっております。

設問試験の方につきましては加点と。それと、論文試験につきましては減点という形の採点でございます。

それと、26ページ。この負担金が必要かということは以前からよく出ていた話で、行政改革の中におきましてそういった負担金の見直し等を図ってまいりました。余りその数としては減ってはございませんが、この負担金一覧につきましては全課、この決算に係る負担金は決算監査資料の方の中でもってそれぞれ負担金の内容、支出先、金額、算定根拠といったものが書かれております。ただ、連絡先につきましては、現在のところは載っていないということでございます。

それと、歳入の5ページ、東芝の関係でございますが、土地につきましては現在地積が27万5,020.99平米の課税対象面積でございます。課税標準額にしましては52億3,000万円強という形でありまして、これを割り戻しさせていただきますましたら1平米当たり1万9,000円強でございます。ちなみに、17年度におきましては2万300円ということでございます。

それと、太子町でのP C Bの管理はどんな

ってるかということでございますが、ちょっとその管轄の方が施設の中ですからちょっとすれば総務課かなとは思いますが、また確認をとり次第、管理体制の説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、36ページの緊急通報でございます。どういうシステムかというお尋ねでございましたんですが、おひとり住まいのご老人でございますが、万が一の場合やはり周辺にどなたもいないという状況では本当に緊急時対応ができませんので、N T T回線を利用いたしまして消防本部と直結をした、よろしいですか。

（上田富夫議員「済いません、地震のあれと勘違いしとった。ごめんなさい、済いません、それやったらよろしいです」の声あり）

はい。

それから2点目の、37ページで老人クラブの関係で上田議員さんからお話がございましたように私も承知をいたしております、この件につきましてはもう弁解の余地のない事務上の不手際でございます。多くを語る資格もないというところで陳謝をすると。また、当該のご本人様にも謝罪をしておるという全くふがいのない内容でございます。

それから、49ページの上太田の処分場のトン数を千二百何トンといったのはそれどうやってはかってるんだというお尋ねでございましたが、これも搬入をする車両の積載量、2トン車であれば2,000キロというところでの処理券を購入していただいておりますので、それからのトン数ということでございます。

それから、60ページの消火栓の維持管理のところ、消火栓の今の地下埋め込み式を横式に改善する気はないのかと、でどうしてしないんだというお尋ねでございましたんですが、当然地下式、それから地上式においてもメリット、デメリットがございます。特に、やはり機能をしないことにはということで、

雪国等ではやはり地上へ出しておるというところでございますが、私どものところではそういった機能するという基本的な分野につきましては、やはり地上式よりも地下式の方がそういった本管から出す工事の必要性もなく、また事故の面も考えますと地下式も地上式もそうそうそないに大きな差はないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

それから、同じく60ページのヘリコプターの関係でございますが、これは兵庫県内の自治体でもってこのヘリコプター、防災ヘリの運行についてのそれぞれの負担をしておるわけですが、一体これまで太子町、利用があったのかというお尋ねだったかと思えます。実際に被害、災害での出動は太子町の場合はございませんが、これまで町の防災訓練等また合同の訓練等で防災ヘリの本町上空への飛来といったことで何度かヘリが来たというふうに私は記憶いたしております。18年度についてはなかったかと思うんですが、これまでの町の防災訓練等に飛来をしてくれたということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方からお答えいたします。

まず、10ページの一番上の道路占用料の件でございますが、これにつきましては単価は基本的には変わっておりません。といいますのは、この昨年度より実質27万6,000円強の増収、収益増ということになってるわけですが、これにつきましては主に開発の関係で電柱とか電線の増加によるものでございます。

それと次に、11ページの屋外広告物許可手数料のことでございますけども、これたしか36件ということでお話しさせていただいたんですけども、電柱にかかっております小さなものがございます。これはあくまで申請、看板を設置する業者が同じでございますので、件数の中には入っております。ですから、数

量とは別でございます。数量としましたら、ちょっとこれ正確な数字ではないんですけども、今のある手許の資料では二百四十数量、数としましたら、そういうことになっております。

次に、21ページでご質問のあった都市間交流物産展収入、これにつきましては51ページの農業総務費、上の方でございますけども、これの需用費5万9,980円、これが該当するといったことでございます。

それと、農業新聞購読個人負担金、これにつきましては個人の方が読まれてると、1人の方が。この場合は今年から、18年からは2人といったことでございますが、こういうことに興味があって町を通過、町にいわゆる購入依頼といいますかそういうものがございまして、17年度までは1名でしたんですけども、今年度、18からは2名が購入されたということで太子町の方に納められております。

それから次に、52ページの福井大池の件でございますけども、これは19年度の補正のときにも説明させていただきましたけども、やはり利活用といいますかその辺の、堤防を設置してその間の空地につきまして利用できる、いわゆる散歩等できるといったことで住民、地域との話し合いの中でできたというふうに聞いており、地元負担金も少ないことからこういう形で決算として605万2,000円という形で出ささせていただいております。

それと、53ページのたいし花と緑の会の補助金、今さっき議員さんが言われました今後会として協議検討するという話は担当の方からは聞いてはおります。しかしながら、中身については正確には聞いておりませんので、今後十分協議されるというふうには考えております。

それと、兵庫県皮革産業協同組合連合会負担金、これにつきましては、県の方は1,600万円、姫路の方は600万円です。川西市が301万5,000円、たつの市が460万円という負担でございまして、これに伴います根拠というものはちょっと手許に資料がございませ

んので分かりません。

それと、連合会の決算等の資料でございますが、これにつきましても手許に資料がございません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、22ページの町史売払収入ということでございます。手許には18年と17年と2カ年のあるんでお答えをしたいと思います。

まず、全体的に何冊を印刷したかということでございますが、私が聞いておりますのは各2,500冊ずつ印刷をしているというふうなことでございまして、1巻から4巻までございます。18年度では、1巻が4冊、単価はいずれも5,000円でございますけども、それと第2巻は1冊、第3巻が2冊ということでございます。

それと、町史売払収入の中には合わせてふるさと史話の売払収入が入っておりますので金額的には少し合わないわけでございますけども、ふるさと史話の方が単価1,000円の18冊、それと送料ということでございます。

町史売払収入の残冊数ですけども、第1巻の方が1,536冊、第2巻が1,686冊、第3巻が1,247冊、第4巻が1,555冊。謹呈につきましては、いずれも1巻から4巻まで通しまして1冊ずつ斑鳩小学校の方へということで、トータル的には18年度末で6,024冊ということでございまして、17年度におきましては去年の17年度の決算ですけども36冊が売れてるということで、17年度はトータルで36冊でございます。

それと、ページ64ページの小学校費の学校管理費の備品購入ということで421万2,494円という内容でございます。備品の管理ということでございますが、当然これでは各小学校で備品台帳によって管理をしておるわけでございます。普通には配当的に各小学校へ引き取ります。18年度におきましては斑鳩小学校の改築がございました関係で、図書室の備品

とか多目的ホールの備品とか机、いすということで、金額的には少し大きくなっております。

それと、同じく64ページの中学校費の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の報酬とその明細ということでございます。これにつきましては中学校費ですので、太子西中で嵯峨山外科先生、これがまず基礎額が24万5,000円プラス単価360円の461人分ということと、太子東中では島津先生、これも基礎額が24万5,000円プラス単価は360円の445人分、それで……

（上田富夫議員の声あり）

え、よろしいの。

（上田富夫議員の声あり）

○議長（北川嘉明） そう、金額だけ。  
○教育次長（塚原二良） はい。ほんなら、内科の方で今言いました関係、それから歯科医では、西中で基礎額が24万5,000円の単価が360円の461人分、太子東中では歯科で基礎額の24万5,000円の単価360円が445人分、眼科は単価は360円の906人分、耳鼻科では360円で906人分、それと薬剤師3万8,000円と、これが2校分というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。  
○経済建設部長（富岡慎一） 申しわけありませんでした。2点ほど抜けておりましたので、再度説明させていただきます。

58ページの土地区画整理事業、13番委託料のことでございますけれども、これの金額が高いんじゃないかというご質問なんですけれども……

（上田富夫議員「いや、高いなんか言うてない」の声あり）

ああ、そうですか。申しわけございません。

○議長（北川嘉明） 今まで幾ら使うたかということ。

部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今までの、平

成4年に立ち上がったわけでございますけれども、それ以降の明細は手許にございません。今回のこの970万円何ですかといいたすのは、この中身につきましては17年度から18年度の繰越分と18年度分ということの中身でございます。

それともう一点、次のページ……。

○議長（北川嘉明） 前のページと逆か。  
○経済建設部長（富岡慎一） あ、申しわけありません。57ページ、太子山公園、斑鳩寺公園の借地料560万円ということでございますが、平成17年に更新契約をいたしてるようでございます。この金額が高いかどうか、その面積が減ったか、そういうことにつきましてはちょっと手許に資料がございませんのでお答えすることできないということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 18ページ、旧環境センター貸付料でございますけれども、車庫を4区画、1区画1万円で4区画、それから洗浄機1台3,000円、4万3,000円掛ける12カ月の51万6,000円でございます。

それから、私の方ではダイオキシンの方の関係はちょっと分かりかねるということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 10ページの道路占用料についてお尋ねしますが、今おっしゃった電柱も入るとするというなら、いよいよ金額がおかしくなってくるねん。で、ほんならもうええから、決算の方へ明細を出してください。ほんまにあれ新しいに光やかし、あれやでなあ、関電も引いたし、それから姫路の、なあ、引いただろ。そらあれ、全町引き回さうで。ほんで、NTTも引いたし、そんなこと考えよったらどうも私は、そこへ電柱使用料まで入っとんや言われると。これでよう分

からんのは、鉄柱があるやん、太子町の、東中学に。あれ出とうか、ここへ。前は出よったんやけどな、教育のところで鉄柱使用料というて千四百円何ぼか出とったけども、そんなどこへ入っとんかなあ、本年度は。ちょっとだから、しばらく見なんだらどこに入っとんかというのはちょっとよう分からんのやけども。だから、いや、もう間違いなしに自信持っておっしゃるんなら資料を出しておいてください。

それから、看板も。屋外広告物、絶対これ違うわ。件数言うてみて。僕はあんたどこから資料をもうたんや、何ぼの広告は何千円やと。全部もろて、それで積算して物言よんや。だから、あの1本が300円ですよというのは知っとうわけや。だから、全部あんたのどこから資料をもらて言いようことやから、それで積算したってどうしたってこの金額では少ないんや。だから、一体ほんなら何ぼのもんが何件あるというて出してみ。すぐ分かるわ。それ決算の方へほんなら資料提出しといてください。

それから、私、22ページの、教育次長、太子町売払いのことについて、何冊が今あって、そんなこと言ようへんがな。単価も分かっとうこっちゃから。そやなしに、最初に何冊こしらえたんやというて聞いとんのやな。分からんかな。1,000こしらえたんか1万こしらえたんかというて聞いとんのや、最初に。ほいで、今どこへ何ぼ売って今何ぼ、どこへ言うたらいかん、何ぼ売って何ぼ残っとんねやと。ほいで、贈呈したんは何冊やと、分かる、その言いよう意味。そやから、今現在それがちゃんとそれは在庫として、在庫言うたらおかしいけど、いわゆる棚卸しや。きちっとそれが財産として管理してあるかどうかということを僕が聞きようわけなんよ。その辺のことが分かってもらわなんだら答弁とんちんかんなるよ。そやから、もし分からなんだら調べて決算の方へ出してもらったらええわけなんです。多分、即答はできんやろう思うて聞いたんですよ。

それから、これ2遍目やからついでに聞いときますけど、同じ22ページで認定外道路舗装負担金というてあるんやけども、これの中身ちょっと説明してもらえへんかな、認定外道路舗装負担金。

あとは公用車、これ公用車のコストが分からんというたらむちゃくちゃやで。だれが管理しとんや。財産の管理で車1台のコストが管理できへんというたらおかしいんちゃうか。一番分かりやすい部分や、車1台やもん。何でそんなもんが分からんのや。トータル何ぼぐらいかかるやと。取得金額から、償却は法定償却でしよんならもう済んでもうとうがな。5年やろ、車は。ちゃんと分かってんやがな。そやから、どないなっとんやという説明したらええわけやがな。でも、41万円ガソリン代含めて、税金含めて41万円じゃ、そなあばかな話あるかいな。そんなもん、人件費も含めていうて決まってんやないかい、そんなもん。そやから、それをやめて移動図書館に充ててもええわけやから。そやから、それを市民のサービスというたらそういうことなんじゃ。だから、僕が言うたやろ、総括のときに、サービスというのは字引に書いてあるように解釈してくれと、辞書に書いてあるとおりやがな。奉仕とかそういうふうに書いてあんなや。図書館のおまえ、移動図書館やめて何が奉仕やったりするんじゃいな。ほいで、そういう財源がない、あるやないかいな。公用車があるんやもん。だから、それはあかんねやと、移動図書館より公用車の方が大事やという説明をしてくれたらええんやが。そやろ。あんたが言うように、あんたは移動図書館の方が大事や言いようけど、我々は公用車の方が大事なんやと、こういう理由でこうこうやという説明してもらたら、それはお互いの、それが議論になるんですわ。ほんなとんちんかんあさっての答弁して、そんなひきょうなことしたらいかんわ。情報の公開というたらそういうことでしょ。ほんで、情報を共有する言うんやさかい、共有したらよろしいやないかいな。何でそない

な逃げるようなことを言うん。私の一番嫌いなことしなはんな。それじゃあ、重箱のつまほじぐるようなことはしたくないさかいに基本的なことをお聞きしとんやから、数字が少々曲がったるといがんどるとそれはええんですわ。ただ、基本的におかしいなということだけを。

それから、上太田の瓦礫処分管理委託料、言うときますけど、2トン車に4トン詰めるで。積んでみるか。10トン車に20トン詰めるしな、それ分かる。だから、もうちっと合理的な方法を考えたら、あんなとこに、だからというて看貫スケール、トラックスケール置きます言われたらえらいこっちゃやさかいに、そんなことはせんといてよ。上田はんあんなこと言うさかい、トラックスケール云々やと。そんなあほなこと言うてへんのや。ただ、僕がこの間、森興業のダンプが入れようときにあれは何じゃと、どういう入れ方しよんやな言うたら、もって行ったらあつとあけるだけやる、トン数もヘチマもあらへんが、あんなもんな。だから、僕は言うたんや。どういうふうにして投入しよんを管理しよんや言うたら、ほいだら森興業の社長が文句言いよったんや、ぐずぐず言うなというて。わしあんなん知らんわ、そやけど。業者が議員の、私は不当なこと言うてないで。僕は正當やと思うとんや。どないしてはかりょんやと思うやん、だれやったて。ほれをそんなぐずぐずぬかすなと言う、そらあちょっと聞こえんと思うで。職員も2人ほど聞いたからうそやないんや、そこでな。そやから、どういう感覚であってんかなあと。だから、それでそやけど決算には協力するというておっしゃってんで、ぜひ書類で協力をお願い、いや、決算の委員の方ひとつ、森興業さんは非常にそういう面で協力するというておっしゃってますんで、それを参考にして話してもらいたいと思います。

かなり抜けとんでですけども、この辺で置きます。決算の人、また抜けとうもんをひとつよろしく願います。終わります。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 町史売り払いの収入のことでございます。印刷部数、ただいま申し上げましたとおり、各1巻から4巻まで2,500冊ずつ印刷をいたしております。あと残、以下は今答弁したとおりでございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

22ページの上段から2つ目の認定外道路舗装負担金、これにつきましては認定外道路舗装要綱というものがございまして、認定外、町道ではなしに里道、赤線と言ったり里道と言ったりするんですけども、自治会内の細い里道に対しまして負担金を出していくといったことで、これは沖代の地区のときに認定外道路の舗装負担金としていただいております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 町長公用車の必要性ということでございますが、人件費は個人の給与のことでございますので、私もそこまで今現在把握しておりません。ただ、その必要性につきましては、やはり行革の中でも検討はさせていただいております。ただ、職名上、運転員という形での技能労務職を専門的に採用しております。したがって、今のところ定年になるとまでは運転員をつけた町長公用車の必要性があるのではないかと、日常の業務を見ましてもやはりそういったことが多分にございますので。

ただ、町長公用車と図書の移動バス、そういったものを比較対照して考える場合は、そら最終段階であろうという、とにかく太子町が財政再建団体に陥るかどうかっていった、そういうせっぱ詰まった状態の中で考える必要はあるかと思えます。今現在はあくまで太子町の行政改革の中でしておりますので、どちらをとるかといった考えの中での比較はしておりません。現在としましては、やはり要るんだろうといった考えでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり7人の委員で構成する平成18年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は7人の委員で構成する平成18年度一般会計決算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成18年度一般会計決算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、井川芳昭議員、清原良典議員、中島貞次議員、上山隆弘議員、井村淳子議員、花畑奈知子議員、桜井公晴議員、以上7人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を平成18年度一般会計決算委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時33分）

（再開 午後4時33分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

休憩中に平成18年度一般会計決算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長に桜井公晴議員、副委員長に花畑奈知子議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

日程第2、認定第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 決算ですので、ちょっとここでもきちっと出しておいていただきたいと思うので質問をいたします。

本会計の決算で実質収支額が1億2,523万1,024円となっているわけですが、このこと、これを生み出したすべての要因についてこの際きちっと説明をいただきたい。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先日の本会議でも触れたかと思うんですが、料率改正に際しましては、不足をすると予測をしましたものから料率を割り出したわけでございます。結果として18年度の決算でこういった数字が出たわけでございますけれども、その要因につきましては何点か触れたかと思います。当然、結論的には医療費の費用面が想定よりも下回ったということに尽きますということでお答えをしたと思うんですが、こういった総括をしておるかということのお尋ねでございまして、やはり最大というのが医療費の増嵩が抑制がかかったような形になってまわっております。これが一番の要因かというふうに思います。料率改正前の推定数値からはそういった数値をはじき出したわけでございます。ところが、そのとおりの推移がしなかったということでどうかご理解をいただきたいというに思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あのね、それは分かっとなんじゃ。そういうことだけじゃなくて、いわゆる結局この年度は料率という言い方してるけ

れども、税額を引き上げた結果、一番大きなのはそちらですわな。それから、この医療費の動向によって違って来たということだと思っ  
うんですが、だからすべての要因についてこの際説明をしといてくれと、こう言うてるんですから補足をしていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 列挙せよということでございます。当然、収入面におきましても料率改正で大幅な増収ということでございまして、その増収の要因の一つとし  
ましても収納率が2%上昇しておるということも考えられるというふうに思います。それから、当然過年度の関係、これは料率を決めるときには全然計算外の要因でございまして、約3,000万円ほどが今回含まれておりますけれども、この3,000万円につきま  
しては全然、前年に料率をはじくときには全く度外視をされておる部分でございしますので、その3,000万円という増収というんですか過年度分がござい  
ます。それと、先ほど申しました保険給付、医療費ですね、これの増加が思ったよりもはるかに抑制がかかったということ  
でございまして。それから、県の支出金に増加があったという点も一つかと思ひます。それから、療養給付費の負担金並びに交付金の超過交付があったということも一つには入るかなあという思ひがいたして  
おります。

要因といたしましては、項目を上げれば以上のようなことになろうかと思ひますが、やはり収入増それから費用の増がそれほどなかったというプラス要因、マイナス要因といひ  
ますか、そういうのが絡み合つての結果ということ  
でございまして。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありせんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと今部長が説明したようにこれは大問題なんですけどね。課税をし、税率を、税額を決定していく上でいつも問題に  
してきていることなんですけども、先

ほども過年度分の3,000万円の徴収ができたと言ひますが、もともとこの過年度分を計算に入れずに今説明があつたとおりですわね。その滞納繰越分の計算をせずに現年課税分として  
税収を確保すると、こういうようなことで、税率に基づいて税額を引き上げるとこ  
ういうふうになつてることについては大変、納める者には納めなさい、納められない者はやむを得ん、ほいで入つたらここ入れます、こ  
ういうようなことですから、これは大変なことだと思ひます。本当はそれはすべてをカ  
ウントして、そして税額を決定するっていうことが大事でありますのに、収入未済額があ  
りますものをそのまま滞納繰越金として出ているものについては税収として見ない、その  
結果として大きな問題があると私は思つてんですが、それも説明しておかないと問題は解  
決しないと思ひます。

そやから、それらは結果として3,000万円入つただけやと、それが一つの1億2,500万円の要因になつてことは事実です。だけ  
ど、制度そのものを、いわゆる税負担を求めに当たってはすべてが入ると見て、また徴収する  
という計算に基づいてやるべきだと言つてきました。ほんで、それに不足する場合は一般会  
計がまた支援をするということでもいいんじゃないかと言つてきたんですけども、そ  
ういふ点はどう考えますか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今、3,000万円という数字で申し上げたんですが、これの  
料率をはじく際にはまだ支払基金の方から幾らの返還になるんか、追加になるんかとい  
ふ数字というのは全く分からない時期でござい  
ます。国を初め支払基金にしましてもやはり精算をかけて、それは当然時期から申しま  
すと次の年度で足らなければ追加で超過交付であれば返還という作業が出てまいります  
ので、このたびの18年度の決算で3,000万円と言ひましたのは、これは当然前年の精算額  
で追加交付になつた分ということ  
でございまして。それから、料率をはじく際にはまだそういった数

字は全然見込めないというものでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3、認定第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本決算につきましても差し引き残額2,822万3,204円ということになっているわけですが、これを生み出した要因についても説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これも国保と同様でございます。当然、保険料収入等々歳入が上回っております。保険のこれも給付と負担の関係でございますが、給付が抑えられ収入が増えたということでございまして、桜井議員さんご承知のように平成18年度、これも料金改正をした初年度でございまして、第3期の料率を決めるに当たりましては国保と似たような状況でございます。3年間の費用を見込みましての割り出しということでございますから、このたびの実質収支の額につき

ましては費用よりも収入という料金が上回ったということでございまして、費用がやはり医療と同様、抑制がかかっていると。一部介護保険の介護報酬もマイナス改定がございましたので、それも一つの要因であるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第3号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4、認定第4号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第4号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5、認定第5号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています認定第5号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、認定第5号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

日程第6、認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番村田興亞議員。

○村田興亞議員 1点だけちょっと質問したいわけですが、下水の使用料の手数料のとその不納欠損額が27万2,416円で収入未済額は786万6,237円とこういってございすけど、不納欠損は9件に上がってるということですけど、こういうふうに下水がほぼ九十何%して使用料の収入が絶対的に完納でなければならぬのにこれだけもう既に発生してるということは今後も非常に不安を感じるわけですけど、そういうことも含めているんな

関係各課との関係もあると思うんですけど、そういうことを含めて今後この辺についてはどういう形で不納欠損が出ないようにすることと今後のこの徴収についての、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

この下水道使用料は、基本皆さんも存じだと思いますけども水道使用料と同時徴収ということでございます。ですから、収入未済につきましてもやはり水道と大体セットになつてるといふうなことでございまして、水道も当然でございすけども、要は給水停止とか支払いの協議とかそういうことをやりながら収入未済を減らしていくと。それと、今現在そういう職員が1人動いておりまして、その上かつ徴収員もございすので、今後もそういう中で収入増収に努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この下水道特別会計、事業会計で付帯工事がたくさんあるわけでありませんが、付帯工事等当初契約と軽微な変更を除きまして変更内容について説明を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） おのおの変更内容につきましては、手許に資料もございませぬのでお答えできないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑ございませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 答えられんなら委員会ちゃんと説明するか。それでええんやけど。今ここでは手許になかったらしょうがない。

時間もあるから、資料として出したりして

委員会できちっと説明するように。よろしいな。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、経済建設常任委員会で説明させていただきます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第6号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7、認定第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番清原良典議員。

○清原良典議員 本日も含めまして先日来、前処理場事業費に大変興味といいますか関心が出とんですけれども、きょう何人もの方とダブルなんですけれども、きょう現在使用会社が2社であると。それで、数字的に大きなもんがあるんだなあとか関心はしとんですけれども、最初からの建設費並びに改修費そして経費、過去幾らぐらいかかってきたのか。また、今後まだまだ必要とされるものなのか、将来幾らほどその必要経費を想定されておるのか、その辺の資料関係を後日で結構ですので資料提出を求めます。先ほどの町長のお話を聞きな

がら、古い流れの中でいたし方がないのかなあとも思ってはいるのですが、その辺の簡単な説明でしていただければ今簡単に説明していただいても結構ですが、資料提出、後日よろしく願います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 申しわけありません。その細かいというんですか、そういう資料につきましては手許に持ち合わせておりません。

1つだけ申し添えておきますけども、18年度の、18年10月までは4社でございました。それで、1社が撤退といいますかやめまして、今現在3社ということになっております。ということで、今お聞きしました建設費、経費、将来予測等の資料につきましては経済建設常任委員会に提出させていただきます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっとそれぞれこの本会計決算で使用料に結びつく、先ほど説明したのは、10月までは4社で10月以降は1社減ったと。ほんで、それぞれA、B、Cで結構ですから何ぼずつ月、それから年、流入したのか説明を求めます。

それから、建設経費から改修管理、すべての経費は出していただくのは結構なんで、また今の清原議員の質疑に対応してほしいと思いますけども、僕はもう既に70億円をように超えとると、こう思います。そういう点からきちっと出してくださいな。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、18年度の水量、4社の報告をさせていただきます。

A社としまして1万9,936立方メートル、B社としまして3万6,651立方メートル、C社としまして559立方メートル、最後に466立方メートル。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています認定第7号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、9月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番村田興亞議員。

○村田興亞議員 1つ水道につきましてお尋ねしたいのは、水質検査を定期的に実施しているということでございますけど、これについては厚生労働省の定める項目についてやられてると思うんですけど、今は昔と変わってるかもしれませんけど項目は何項目でやられてるのかということと、それから昔問題になりましたトリクロロエチレンあるいはトリクロロエタン、この辺についての基準値が厚生労働省の定める基準値と今太子町の基準は幾らであったのか、その辺が分かればちょっと教えていただきたい。

それと2点目については、指摘がありますように工業用水が非常に前年対比で8.4%の減となっているわけですけど、東芝の関係もあるんですけど、今後のこの工業用水についてその辺の対策も含めてはどのように考えてお

るか、それだけお伺いしたいと。

以上です。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（冨岡慎一） 水質検査のことでございますけども、水質検査につきましては毎月検査、俗に言います給水したあとの検査ですね、これを9項目、毎月6カ所で行っております。それと、県の水質監視地点としまして、原水で40項目、農業関係の101項目、浄水で50項目。それと、原水及び浄水の検査でございますけども、クリプト関係の検査が2カ月ごとに原水行っております。それと、水質基準に基づく項目検査としまして、先ほど言いました原水40項目、農業に関する101項目、浄水50項目ということで検査を実施いたしております。

それと、トリクロロ関係につきましては今手許に資料がございませんので、また委員会の方で報告させていただきたいというふうに考えております。

それと、工水の対応でございますけども、これも今の時点では何とも言えないというのが状況で、過去の経緯では、やはり工水は東芝さん自身が浄化するのに費用が要るといったことの中で太子町の上水を使われていた経緯がございます。ですから、今度影響が出ると思いますのは工水の影響もあるかもしれませんが、やはり循環、再利用、その可能性が強いんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと一般会計、いわゆる補正予算のときにいろいろ言ってきたことでもありますが、業務の報告としては16ページにそれぞれ17年、18年対比で増減を触れているわけですが、料金の絡みもございますので説明を求めるわけでありましたが、この中では給水人口とか、いわゆる戸数とかがありますけれども全体を通しての戸数になっており

ますので、家事用、業務用、工場用それぞれの口数と、この本決算です、ほんで家事用等10トン刻みでそれぞれの使用口数と量について説明をしていただきたい。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、読み上げますので、よろしく願いいたします。

家事用、これは18年4月のデータでございます。18年4月分と5月分がありますので、とりあえず4月分のデータを申し上げます。

1から10トンで449件、11から20で586、21から30で809。31から40までで974。それでは、もっと行きます。41から50までで842、51から60で601、61から70で368、71から80で243、81から90で166、91から100で80、101から110で51、111から120で28、121から130で19、131から140で10、141から150で6、150以上で25、これが4月分でございます。5月分は……

（桜井公晴議員「同じようなことか、ごつつうちゃうんか」の声あり）

家というんか件数が350ほど違いますんで、まあまあ大体似たような傾向にあります。

そしたら、飛ばしまして業務用の4月分です。1から10までが75、11から20までが52、21から30までが32、31から40までが32、41から50までが18、51から60までが13、61から70までが15、71から80までが12、81から90までが15、91から100までが9、101から110までが5、111から120までが2、121から130までが6、131から140までが3、141から150までが5、151以上が84。これも大体似たような数字でございますので、5月分、約倍と考えていただいたらいいんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私、頭悪いさかい、これ合わせたらこの業務報告との絡みで、使用水量が用途別で言えば家事用1種で18年度の297万7,390トンになりますし、その件数は今150以上まで説明を受けましたが、それを合わせた件数できちっと合うとんやね。確実に合うんやね。5月か4月かによって違うか分からんけども、297万7,390トンが今これトータルしたら何件かちょっとよう分からんから聞きよんですわ。この449から586、809というて、それで合わせたら何件になるんかいね。それ、そこには計算は済んどんだろ。4月の件数は合計何ぼになって、それがトータルで年間給水の297万7,390になりますと、業務用についてもしかりですということについて説明をしてくれますか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今、説明しました件数とこれとはすべて合致するという数字ではございません。これはあくまで4月の一時点の件数でございます。

それと、水量につきましても、これは今言いましたように151トン以上の使用者が何戸とかそういう表現で言わせていただいておりますので、水量についても今の水量では押さえることはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私が言いよんのは言い方が悪いんやろうけども、どこが一番年間を通して、今度きちっと説明いただきたいと思うんですが、年間を通してこの数字が何ぼ羅列してもらっても、多いのは40トンから50トン974、50トンから60トン、それから30トンから40トンというふうになるんですが、これはほぼ年間通してこの辺の使用っていうのは変わらないんじゃないかなと私は思うんですよ。そういう点で言えば、平均使用者というのは結局集中しているのが50トン、60トンぐらいを、それから70トンというところが、一番トータルしたら20トンから60トンていうの

は多いんじゃないかなと、こういうふうに見えますね、これでは。ほぼ集中するのはこの辺かなあと思うんですけど、それで間違いないですか。

ほんで、合計件数がそのまま年間の給水量にイコールではない、それは分かります。今、４月度で説明したトータル件数というのは、家事用で何ぼ、業務用で何ぼになります。今説明したのはトータル出てるんですよ。ほいで、平均的に見れば今私が言ったようなことになりますかと聞いとるから、それは説明してください。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず最初に、先ほど言いました家事用で今のトータルが5,256、業務用が378件。ですから、これにつきましては２カ月分の水量でございます。ですから、50トン前後……

（桜井公晴議員「何で２カ月を先に言わんのや」の声あり）

申しわけありません。

上の方で２カ月の検針で書いてまして、申しわけありません。

２カ月分の、ですから……

（桜井公晴議員「ちょっと下がるんやな」の声あり）

これの２分の１が約平均的、ですから一般的にこれまで25トン前後が平均だという表現で言ってるわけですが、１人１日平均水量はこれとはちょっと別ですけども、大体１件当たり平均24トンから５トンぐらいではないかという話になっておりますけども。ですから、35トンぐらいから50トンぐらいまでの間が多いという傾向にございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第８号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、認定第８号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第９ 議案第36号 平成19年度
兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第９、議案第36号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、９月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は質疑を続行しようと思うんですけども、討論も同じようなことを繰り返しても仕方がないんで討論でいたします。

本案に反対討論を行います。

今時補正の収支に係ります食育実践校委託金について10万円であります、大人で、しかも教師が教えてもらうものではないと思います。県からの委託とはいえ、県財政も先日の新聞でも報じられておりますように、厳しい中、意味のない委託は断るべきであると、このように考えます。

ここ数年、財政の厳しさを誇張し、国保加入者や介護保険対象者、障害者など高齢者を初めとする社会的な弱者に対して保険税や利用料など耐えがたい負担を強い、図書館の

蔵書の件で教育長が答えましたように、年度当初一律10%とか15%というように住民要望を始め施策に係る経費などを抑制してきております。地方自治体の一番大切な仕事は、言うまでもなく住民福祉を向上させることであります。補正予算では、年度当初に予算措置できなかった暮らしや福祉、医療、教育施策などの拡充、さらには住民要望にこたえるための予算にすべきであります。

また、高値落札が常態化しております入札契約のあり方を改善せず無駄遣いを続け、皮革前処理場のように二、三社の排水処理に使う経費に1億数千万円の血税を使っているのが実態であります。反面、国民皆保険のもとで、ただでさえ国民健康保険税や介護保険料の負担であえいでいる住民が多数いるわけですから、保険税や利用料の減免、軽減に回し、住民の体力をつけることこそ肝要であります。住民生活が疲弊している今日、町の財政に体力をつける前に住民生活にこそ体力をつけることを重点にすべきであります。

以上の意見を述べて、本補正予算に反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第10、議案第37号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この補正予算につきまして、ただいまの決算の審査も含めてであります。昨年度における国民健康保険税の増税によりまして本年度の国保会計にもゆとりが出てきております。その結果として繰越金1億1,544万7,000円を生み出し、一般会計からの繰入金の大幅減額と財政調整基金への積立金1,707万5,000円となっているわけであります。

私は、繰入金については減額をせず補正前の額を維持をして、加入者にとっては一向によくない暮らしの中での税負担の引き上げでありますので、独自減免の拡大やあるいは保健事業の拡充に回すべきであると考えます。また、これらの施策を展開しないのなら、余ったら積み立てるのではなくて納税者に返還すべきであります。

以上の意見を述べて、反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を

許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第38号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第11、議案第38号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 本会計につきましても国保会計と同様のことであります。保険料の大幅な引き上げの結果での繰越金であり、基金に積み立てるのではなくて保険料、利用料の減免で対応すべきだと考えます。

以上の意見を述べて、反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の

発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第39号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第39号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第40号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第40号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第41号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第14、議案第41号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第42号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第15、議案第42号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第43号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第16、議案第43号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、9月14日に続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。  
これから議案第43号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されま

した。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

9月19日から10月4日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、9月19日から10月4日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は、10月5日午前10時から開催いたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後5時25分）